施策関係資料集

73 (
都市防災総合推進事業	1 関係	大規模盛土造成地滑動崩落防止事業	18 関係
街なみ環境整備事業	2 関係	宅地液状化防止事業	19 関係
住宅市街地総合整備事業	3 関係	防災集団移転促進事業	21 関係
都市再生区画整理事業	4 関係	がけ地近接等危険住宅移転事業	22 関係
都市再生整備計画事業	5 関係	農村整備事業	23 関係
優良建築物等整備事業	6 関係	漁村整備事業	24 関係
災害公営住宅整備事業	7 関係	農山漁村地域整備交付金	25 関係
小規模住宅地区改良事業	8 関係	災害復旧等事業(山林施設)	26 関係
都市構造再編集中支援事業	9 関係	災害復旧等事業(農地等)	27 関係
「災害復興住宅融資」	10 関係	農地耕作条件改善事業	28 関係
「返済方法の変更メニュー」	11 関係	国営かんがい排水事業	29 関係
災害に強い浄化槽の整備	12、13 関係	農業水路等長寿命化・防災減災事業	30 関係
災害等廃棄物処理事業	14 関係	多面的機能支払交付金	31 関係
被災者生活再建支援制度	15 関係	農家負担金軽減支援対策事業	32 関係
国宝・重要文化財建造物保存修理強 化対策事業	16 関係	土地改良区体制強化事業	33 関係
伝統的建造物群基盤強化事業	17 関係	中山間地域等直接支払交付金	34 関係

農地利用効率化等支援交付金	35 関係	最適土地利用総合対策	53 関係
強い農業づくり総合支援交付金	36 関係	農地の集約化の推進	54 関係
持続的生産強化対策事業(産地緊急 支援)	37 関係	農地利用の最適化の推進	55 関係
農山漁村発イノベーション整備事業	38、51 関係	農業支援サービス事業育成対策	56 関係
活動計画策定事業		治山事業	57 関係
農林水産業共同施設災害復旧事業	39 関係	森林整備事業	58 関係
鳥獸被害防止総合対策交付金	40 関係	林業・木材産業循環成長対策	59 関係
畜産経営災害総合対策緊急支援事業	41 関係	漁業地域復旧・復興対策緊急調査事業	60 関係
畜産・酪農収益力強化整備等特別対 策事業	42 関係	水産基盤整備事業	61 関係
飼料穀物備蓄・流通合理化事業	43 関係	水産業共同利用施設緊急復旧整備事業	62 関係
雇用就農資金	44 関係	漁場復旧対策支援事業	63 関係
水田活用の直接支払交付金	45 関係	共同利用漁船等復旧支援対策事業	64 関係
経営所得安定対策	46、47 関係	養殖生産体制復旧対策	65 関係
持続的生産体制強化事業	48 関係	特定水産物供給平準化事業	66 関係
強い農業づくり総合支援交付金	49 関係	畜産農家向けの経営安定対策	67 関係
産地生産基盤パワーアップ事業	50 関係	酪農経営支援総合対策事業	68 関係
地域計画策定推進緊急対策事業	52 関係		

漁業復興担い手確保支援事業(経営体 育成総合支援事業)	69	関係	仮設施設整備支援事業	76	関係
農業者等に対する金融支援対策	70	関係	令和6年能登半島地震特別貸付	77、	78、79、
林業・木材産業金融緊急対策	70	関係	コロナ資本性劣後ローン特例措置	80、 84	81、82、 関係
漁業経営基盤強化金融支援事業	70	関係	セーフティネット保証4号 災害関係保証	04	送
漁業経営改善支援資金融資推進事業	70	関係	伴走支援型特別保証		
漁業者保証円滑化対策事業	70	関係	ゼロゼロ融資等のリスケ時の保証料補助 官民ファンドを活用した既往債務に係る 債権買取・出資		
漁協経営基盤強化対策支援事業	70	関係	令和6年能登半島地震特別貸付	77、	79、80、
畜産特別支援資金融通事業	71	関係	セーフティネット保証4号	81	関係
農業保険	72	関係	災害関係保証 伴走支援型特別保証		
漁船保険	72	関係	被災商店街等再建支援事業	83	関係
漁業共済	72	関係	地域一体となった観光地・観光産業の 再生・高付加価値化	85	関係
なりわい再建支援補助金	73	関係	歴史的資源を活用した観光まちづくり 推進事業	86	関係
小規模事業者持続化補助金	74	関係	地域観光新発見事業	87	関係
伝統的工芸品産業支援補助金	75	関係	特別な体験の提供等によるインバウン ド消費の拡大・質向上推進事業	88	関係

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向 上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」(防災・安全交付金の基幹事業)により支援

都市防災総合推進事業の概要

事業主体:市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率※5				
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1/3 ^{×1}				
②盛土による災害 防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握 のために必要な調査	1 / 3 (R6年度まで1/2)				
③住民等のまちづくり活動 支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1/3*1				
④事前復興まちづくり 計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定	1/3				
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地 に設置する防災施設を含む))	用地1/3 工事1/2 ※1※2				
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所 (津波避難タワー等)、避難場所の機能強 化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設等))	用地1/3 工事1/2 ※1※2				
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査1/3				
	・順久建業物等の建業への助成	工事1/2*1				
⑦木造老朽建築物 除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の 除却への助成	※ 1				
®被災地における 復興まちづくり	・復興まちづくり計画策定・地区公共施設、地区緊急避難施設	1/2				
総合支援事業	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/3*1				

- ※1:事業者が地方公共団体以外の場合については、下記の通り
 - ・①、③、⑤(地区緊急避難施設に限る)、⑦、⑧(復興まちづくり支援施設整備助成に限る)については、 地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額
 - ・⑤を防災街区整備推進機構が行う場合については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2
 - ・⑥の工事費については、当該事業に要する費用の1/2
- ※2:南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、 一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3

地区要件

行地

<事業メニュー(1) (3)~(5)>

- ・災害の危険性が高い区域(浸水想定区域、土砂/津波/火山災害 警戒区域(地域)等)を含む市街地
- ・大規模地震発生の可能性の高い地域※3 (⑤については市街地に限る)
- ・重点密集市街地を含む市
- ·DID地区

<事業メニュー⑥>

- ・大規模地震発生の可能性の高い地域※3
- ・重点密集市街地を含む市
- ·DID地区、三大都市圏既成市街地
- •政令市、道府県庁所在市

く事業メニュー(ア)>

·重点密集市街地

く事業メニュー⑧>

- ・激甚災害による被災地、等
- ・事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※4
- ※3:地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝·千島海溝周辺 海溝型地震防災対策推進地域
- ※4:地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容 を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村
- ※5:予算の範囲内での支援



津波避難タワー



避難地 (高台)



防災備蓄倉庫



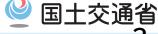
避難場所に向かう避難路



避難地 (防災公園・延焼防止)



沿道建築物の不燃化



住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する

【街なみ環境整備促進区域】

面積1ha以上かつ、①~③のいずれかの要件に該当する区域

- ① 接道不良住宅*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上 *接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう。
- ② 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かっ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- ③ 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風 致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形 成を図るべきこととされている区域

【街なみ環境整備事業地区】

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等(交付率:1/2)

空家住宅等の除却

空家住宅等の除却

(交付率:1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため 設置する非営利的施設等)



公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率:1/2)

街なみ景観整備の助成

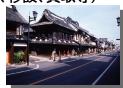
住宅等の修景

(外観の修景の整備)

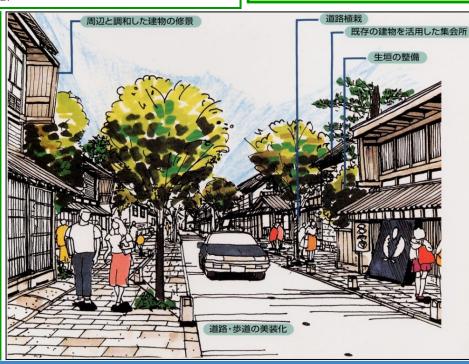


景観重要建造物、歴史的風致形 成建造物の活用

(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)



住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地整備型)

社会資本整備総合交付金、 防災・安全交付金の基幹事業**ス**

密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を 図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う



防災上課題のある 密集市街<mark>地の</mark>整備改善

街区内部の整備

量等定

調査·計画策定

事業化コーディネート・協議会活動・地域防災力の向上に資するソフト対策支援等

整備計画策定等事業

(交付率:1/2、1/3等)

街区内

街区レベルの延焼防止/一次避難路の確保

区 内 部

の

整備

「防災

形成

共同·協調化建替

個別建替(防災建替え・認定建替え)

除却等、共同施設整備、空地整備等 (交付率:1/3)

耐震改修·防火改修等

改修、建替え、除却 (交付率:11.5%等)

老朽建築物、 空き家等の除却

買収費、除却工事費、通損補償等(交付率:1/2、1/3、2/5)

地区内の公共施設(道路、公園、広場、コミュニ ティ施設等)の整備

(交付率:地方公共団体1/2 民間事業者等1/3等)

「防災環境軸」の形成

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上 (重点供給地域は概ね2ha以上)
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1 ha以上 (重点供給地域は概ね0.5ha以上)
- ・地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上 (重点供給地域は25戸以上)
- ・住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上

市街地大火の延焼防止/広域避難の確保

沿道建築物の不燃化

延焼遮断帯形成事業

一定の要件を満たす沿道建築物 の外壁・開口部・屋根等の整備等 (交付率:1/3)

従前居住者用受け皿住 宅の整備

都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用賃 貸住宅整備等

(交付率:1/3、1/2、2/3)

防災街区整備事業

調査設計計画(権利変換計画作成を含む)土地整備、共同施設整備 (交付率:1/3)

事業前 事業後 共同化による防災性の向上 (耐火又は準耐火建築物) 権利変換方式 (除却、移転について の強制力の付与) 受け皿住宅 の確保 地区施設 の 整備

事業に関連する公共施設 (道路・都市公園・河川等) の整備 関連公共施設整備 (交付率:通常事業に準ずる)

お問い合わせ先:国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 電話:03-5253-8517

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新を推進するための土地区画整理事業に対して、社会資本整備総合交付金により支援。

事業の概要

都市再生区画整理事業

(調査)

都市再生事業計画案作成事業(国費率:1/3または1/2)

事業計画の案の作成に関する事

(事業)

都市再生土地区画整理事業(国費率:1/3または1/2)

(都市基盤整備タイプ・大街区化タイプ・空間再編賑わい創出タイプ・ 地域生活拠点形成タイプ)

被災市街地復興土地区画整理事業(国費率1/2)

大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地区画整理事業

緊急防災空地整備事業(国費率1/2)

事業認可前の地区において、土地を買い取ることにより、認可後の減 価買収期間を短縮する事業(買収した土地は将来道路等の公共 用地に換地)

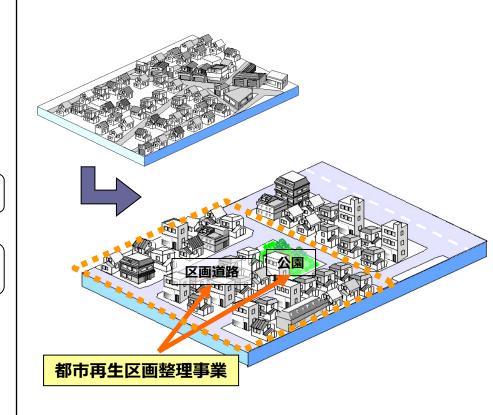
○交付対象費用

調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、減価補償費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、公開空地整備費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、浸水対策施設整備費、防災関連施設整備費、機械器具費、エリマネ活動拠点施設整備費等

○交付対象者

地方公共団体(土地区画整理組合等に対する間接交付を含む)

活用イメージ



都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

交付対象:市町村、市町村都市再生協議会

交付率 : 40% (歷史的風致維持向上計画関連、脱炭素先行地域関連、産業関連等、

国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ)

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画 (都市再生整備計画)に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】

|道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等)、

高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設(地域交流センター、観光交流センター等)、既存建造物活用事業、

土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、誘導施設相当施設(医療、社会福祉、教育文化施設等)等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)

※誘導施設相当施設は、地域生活拠点内に限る。また、誘導施設相当施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等を対象。
※地域生活拠点内、産業促進区域内では、一部の基幹事業を除く。



施行地区 ○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①:コンパクトなまちづくりの推進】

- ○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下の いずれかの区域
- (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内 又はバス・軌道の停留所・ 停車場※1から半径500mの範囲内の区域
- (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区(DID) **2かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域(拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載)
- (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域
- ※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3 本以上あるものに限る。
- ※2 直前の国勢調査に基づく(今後、直近の国勢調査の結果に基づくDIDに含まれると見込まれる区域を含む)
- ただし、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を 開始・公表していなくても、(1)の区域において実施可能
- 立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等(①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が総計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等)により立地適正化計画によらない持続の間を2都下びや進歩いている市町村を含む。

【要件②:市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】

- ○地方公共団体において、以下のような観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域 の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域
- (1) 歷史的風致維持向上計画
- (2) 観光圏整備実施計画
- (3) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する 計画 等

【要件③:都市計画区域外における地域生活拠点の形成】

- ○地域生活拠点:都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域(基幹市町村※の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分)
- (1) 基幹市町村*と連携市町村*が共同して作成した広域的な立地適正化の方針において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
- (2) 基幹市町村*と連携市町村*が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
- ※基幹市町村:都市機能誘導区域を有する市町村、連携市町村:都市計画区域を有しない市町村

【要件4:産業・物流機能の強化】

- ○産業促進区域(市町村が都市再生整備計画に位置付ける区域(市街化区域等外を含む))であり、以下のいずれかの区域【(1)、(2)ともに複数の要件を満たす必要】
- (1) 半導体等の戦略分野に関する国策的プロジェクトに関連する区域 (国策的プロジェクトは内閣府が選定)
- (2)以下のいずれかに該当する企業が立地する区域(団地面積が概ね10ha以上等の要件有り) 【令和10年度末までに国に提出される都市再生整備計画に限る】
 - ●「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023年改訂版に位置付けられた戦略分野」を取扱う企業
 - 「経済安全保障推進法施行令に基づく特定重要物資」を取扱う企業
 - ●「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の承認要件」を満たす企業

お問い合わせ先:国土交通省都市局市街地整備課 電話:03-5253-8413

社会資本整備総合交付金等にて支援

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄 与する優良建築物等の整備を行う。

補助対象

型	タイプ	概要	新築・改修
優良再開	共同化タイプ	住宅等の地権者が敷地の共同化を行い建築物を整備する事業(任意 の再開発)	新築
発型	市街地環境形成タイプ	地区計画・建築協定の区域内で協調的な建築物を整備する事業等	新築
	マンション建替タイプ	区分所有者による老朽化したマンションの建替を行う事業	新築
市街地住 宅供給型	中心市街地共同住宅供給タイプ	中心市街地における優良な共同住宅の供給を行う事業	新築
既存ストック再生型	_	既存建築物ストックのバリアフリー性能、省エネ性能等の向上のため の改修を行う事業	改修
都市再構	人口密度維持タイプ	まちの拠点となるエリアに医療等の施設を整備する事業	新築•改修
築型	高齢社会対応タイプ	駅等に近接した高齢者が交流する施設を整備する事業	新築·改修
複数棟改 修型	_	一定のエリア内で市街地環境の形成に寄与する改修と併せて行われ る複数の建築物ストックの改修を行う事業	改修



小さな敷地が 集まり共同化

共同化タイプ(任意の再開発)

建築協定,地区計画等に

敷地内の公共通路整備

既存ストック再生型

等にあったストックに改修)

区分所有建物を バリアフリー改修する場合

階段室にエレベーターを設置

(既存ストックを、現在の居住ニー

協調的設計による 良好なまちなみ形成

市街地環境形成タイプ

都市再構築型 (都市機能の誘導)



低未利用地・既存ストックを 活用して誘導施設を整備

複数棟改修型 (一定エリア内における 市街地環境の改善)

マンション建替タイプ

改修と同時に複数の建築物ス トックを改修する

補助要件

■事業要件

- 地区面積が概ね1,000㎡以上
- ※1・市街地総合再生計画等に係るものは概ね500㎡以上
- ・一定の要件を満たす場合、複数地区の面積合計が概ね1,000m以上
 - ・既存ストック再生型及び都市再構築型の場合は概ね300㎡以上
- 一定以上の空地確保、一定の接道要件の確保

■補助対象費用

- ①調査設計計画
- ②土地整備(除去費等)
- ③共同施設整備(共用通行部分、空地等の整備)
- ※2 都市再構築型の場合、上記に加え、一定の用地取得費及び誘導 施設にかかる専有部整備費も補助対象となる。

施行者

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、 民間事業者 等

対象地域

三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、都市 開発区域、地方拠点都市地域、中心市街地活性化基 本計画区域、都市機能誘導区域内の中心拠点区域 又は生活拠点区域

補助率

国:1/3、地方:1/3、民間事業者等:1/3 等 長期優良住宅の整備を含む場合は、 国:2/5、地方:2/5、民間事業者等:1/5

市街地住宅供給型 (住宅の供給を促進)



中活法による認定エリア内に住宅供給

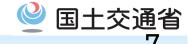
中心市街地共同住宅 供給タイプ

お問い合わせ先:国土交通省住宅局市街地建築課

電話:03-5253-8515

老朽化したマンション

の建替え



- 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備する場合において、地方負担を軽減する特例制度。
- 災害の規模(「一般災害」又は「激甚災害」)に応じて、2段階で公営住宅の整備費用に係る補助率の引き上げ 等を行うこととしている。

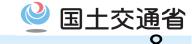
	平常時の公営住宅	災害公営住宅					
	十市時の女百任で	一般災害	激甚災害				
指定要件		以下のいずれか ・被災地全域で500戸以上が滅失 ・一市町村の区域内で、200戸以上又 は全住宅の1割以上が滅失	①災害指定要件(以下のいずれか) ・被災地全域で概ね4,000戸以上の住宅が滅失 ・被災地全域で概ね2,000戸以上、かつ一市町村で200戸 又は10%以上の住宅が滅失 ・被災地全域で概ね1,200戸以上、かつ一市町村で400戸 又は20%以上の住宅が滅失 ②地域要件 ・100戸以上又は全住宅の1割以上が滅失している市町村				
入居対象者	・収入分位50%以下で、地方公共 団体が条例で定める収入基準以下 の者 ・現に住宅に困窮していることが 明らかであること	・当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者*1・収入分位50%以下で、地方公共団体が条例で定める収入基準以下の者・現に住宅に困窮していることが明らかであること	・当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者*1 ・現に住宅に困窮していることが明らかであること ※被災市街地復興特別措置法第21条の基準に適合 する場合は、収入要件は適用されない				
補助率	①整備事業 ^{※ 2} ・建設/買取1/2 ②家賃低廉化事業 ^{※ 3} ・20年間* 1/2	①整備事業 ^{* 2} ・建設/買取 2/3 ②家賃低廉化事業 ^{* 3} ・20年間* 2/3	①整備事業 ^{※ 2} ・建設/買取 3/4 ②家賃低廉化事業 ^{※ 3} ・20年間* 2/3 (当初 5 年間は3/4) *: 用地取得を伴わない場合は10年間				

- ※1 災害公営住宅については、災害から3年が経過すれば、通常の公営住宅と同様に被災者以外の者を入居させることができる。
- ※2 借上公営住宅については、共同部分等の整備費の1/3 (平常時の公営住宅)、2/5 (災害公営住宅)
- ※3 借上公営住宅については、借上期間の家賃低廉化に要する費用の1/2(平常時の公営住宅)、2/3(災害公営住宅(激甚災害の場合は当初5年間は3/4))

小規模住宅地区改良事業(災害復興・事前防災への活用)

(補助率)

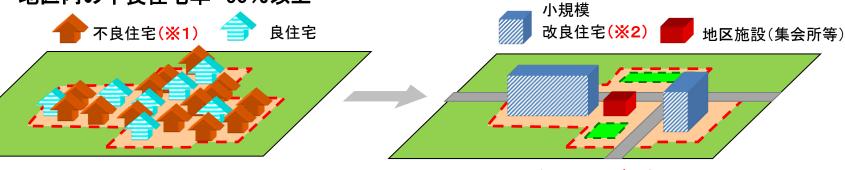
(1/2)



概要

大規模地震及び近年増加している豪雨災害等の被災地における復興まちづくりや、災害危険エリア等に 含まれる地域において災害に強いまちづくりのニーズが高まっていることから、住み慣れたコミュニティを維 持した地域再建等に向けた小規模改良住宅の整備、公共施設・地区施設整備等に対して、社会資本整備 総合交付金(基幹事業)により支援を行う。

【対象地区】 不良住宅戸数 15戸以上 (過疎激甚又は災害救助法適用後3年以内の地域は、不良住宅戸数5戸以上に緩和) 地区内の不良住宅率 50%以上



(※1)・・・災害により著しく損壊した住宅や、地方公共団体が 移転勧告等を行った住宅も不良住宅とカウント

(※2)・・・住民のニーズに応じて 小規模改良住宅整備を行わないことも可

【補助対象】

小規模改良住宅整備 (2/3)小規模改良住宅用地取得 (1/2)

-公共施設-地区施設整備

•津波避難施設等整備 (1/2)

- 不良住宅の買収・除却 (1/2)※

※ 跡地を民間活用する場合は1/3





東日本大震災における活用(千葉県我孫子市布佐東部地区)※平成23年3月11日発災

都市構造再編集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公 益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が 持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体:地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等

: 1 / 2 (都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、4 5 %(居住誘導区域内等)

対象事業

<市町村、市町村都市再生協議会>

○都市再牛整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合す るものをパッケージで支援。 ※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等)、

高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設(地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設等)、

都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設(医療、社会福祉、教育文化施設等)、エリア価値向上整備事業 等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(提案に基づく事業)

【居住誘導促進事業】

住居移転支援、元地の適正管理 等

- <民間事業者等>、<都道府県等(複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。)>
- ○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び 基幹的誘導施設 (広域で利用される誘導施設) の整備
 - 民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する 市町村の支援額と補助基本額(補助対象事業費の2/3)に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。
- ※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。
- ※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

- ○立地適正化計画の「都市機能誘導区域 | 及び 「居住誘導区域 |
- ○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点(都市計画区域外。都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分)※.
 - ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34 条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外
- ※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。
- ○その他、以下の地区においても実施可能
- ・立地滴正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
- ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
- ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
- ・①居住誘導区域面積が市街地化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住 誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域・居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集中支援事業による支援







脱炭素ご資する取組





お問い合わせ先:国土交通省都市局市街地整備課 電話:03-5253-8413

「災害復興住宅融資」の概要



制度の概要

- 災害によって滅失・損傷した家屋の再建・補修を支援するため、 罹災証明書の交付を受けた被災者を対象とした、低利な住宅ローン制度。
- 60歳以上の被災者を対象に、月々の支払い額を利息のみとする 「高齢者向け返済特例」制度も準備。



①建設・改修・購入 への融資

②毎月の返済



●融資対象

の整地工事費、損壊家屋の

除却費等を含む。

扣保

住宅の規格	各戸に居住室・台所・トイレが備えられていること床面積の制限なし						
申込期間	罹災日から2年以内 (「応急仮設住宅が供与される災害」又は「被災者生活再建支 援金が提供される災害」の場合は延長)						
返済方法	元金均等返	金均等返済 又は 元利均等返済 📉 🚾					
融資限度額		土地取得あり 3,700万円 又は 費用 の低い方					
費用:「建設費※・購入 費・補修費※」及	建設	土地取得なし 2,700万円 又は 費用 の低い方					
び「土地取得費」 ※土砂の排除や地盤改良等	購入	3,700万円 又は 費用 の低い方					

1.200万円 又は 費用 の低い方 返済期間 建設・購入: 35年以内 補修: 20年以内 融資金利(R6.1) 1.59 % 【全期間固定】 保証人 不要

補修

災害復興住宅融資年度別実績(融資実行)

土地・建物に抵当権を設定

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
12 件	5 件	1,054 件	4,147 件	3,643 件	2,595 件	1,900 件	1,701 件	2,063 件	2,318 件	2,199 件	1,489 件	760 件	428 件

「高齢者向け返済特例」を利用する場合

特徴

- ・借入金の元金を、利用者が亡くなった時に一括返済※し、相 続人への追加請求は発生しない。
- 月々の返済額は利息分のみに抑えることが可能。

※融資住宅・土地の売却代金による返済

毎月の支払いは利息のみ(死亡時に一括返済)

建設	土地取得あり	3,700万円 刄は 費用の60% の低い方			
连议	土地取得なし	2,700万円 刄は 費用※1の60% の低い方			
購入	3,700万円 刄は 費用の60% の低い方				
補修	1,200万円 刄は 費用※1,2の60% の低い方				

借入申込み人全員がお亡くなりになった時まで

2.98 % 【全期間固定】

※1:土地評価額は、固定資産税評価額×100/70。 ※2:補修費は、固定資産税評価額×100/70として算定。

被災者を対象とした「返済方法の変更メニュー」の概要



100

制度の概要

- 住宅金融支援機構等の融資を受けている債務者のうち、被災による収入の減少などによって返済が困難となった者を対象に、 返済方法を変更することができる特例。具体的には、罹災割合に応じた「返済の猶予」及び「返済期間の延長」を実施。
- 〇 更に、70歳以上[※]の場合、リバースモーゲージ型返済方式に切り替えることで、毎月返済額を利息のみに軽減することも可能。 ※20年以上の返済実績があること等の条件あり。

1. 対象者

次の①から③までのいずれかに該当し、かつ、被災後の収入月額が「現在の毎月返済額の4倍」以下又は「世帯人員×64,000円」以下となる者

- ① 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な者
- ② 債務者本人または家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した者
- ③ 事業財産等または勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した者

2. 特例措置の内容 ※ (1)と(2)を併用することも可能

(1) 返済の猶予(返済金の払込みの据置)

- 〇 据置期間中は、元金・利息の返済は必要ない。
- 据置期間終了後、据置期間中の利息を通常の元金・利息に加えて返済することになる。
- 返済金の払込みの据置期間中は、現在適用されている金利が下表の引き下げた金利とすることで、総返済額の増加を抑制する。

(2) 返済期間の延長

○ 返済期間を延長することで、月々の返済額を低減することができる。(返済金の払込みの据置期間とは関係なく設定することが可能。)

特例措置 罹災割合**1	据置期間・ 返済期間の延長期間	据置期間中の 引下げ金利 ^{※2、3}
30%未満	1年	適用金利一0.5%
30%以上60%未満	30%以上60%未満 最長2年	
60%以上	最長3年	適用金利-1.5%

V 1 == ((cbi) A	災害発生の 日前1年以 - 内の収入額	災害発生の日 以後1年間に おける収入額	+	融資住宅等の 復旧に要する + 自己資金	災害による 負傷又は疾病の治療費
※1 罹災割合=		災害発生の日前	11年	 以内の収入額	^

※2 フラット35は罹災割合に関わらず0.5%引下げた金利

3 引下げ後の金利が0%を下回る場合には、0.01%までの引下げ(旧公庫法に基づき貸し付けた債権は0%までの引下げ)

浄化槽の整備(循環型社会形成推進交付金等(浄化槽分))

※廃棄物処理施設整備交付金を含む。





【令和6年度予算 8,613百万円(8,613百万円)】 【令和5年度補正予算額 500百万円

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

- 現在でも全国で未だに約880万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況にある。 政府目標である令和8年度の汚水処理施設整備の概成を目指し、浄化槽法に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するととも に維持管理の向上のための支援を行う。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、防災・減災、国土強靭化の観点からも、老朽化した単独処理浄化 槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を図るための支援を行う。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金等により支援する。

- ※令和5年度補正・令和6年度予算では支援対象に下線部分を追加。
- ○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業(交付率1/2)

単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽(環境配慮型浄化槽に限る)に事 業計画額の6割以上転換する事業

- 〇汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業(交付率1/2) <R8までの時限措置> 汚水処理施設概成目標※達成のために従来の整備進捗率を上回って浄化槽整備を加速 化する事業 ※都道府県構想及び同構想を踏まえ市町村が策定するアクションプランに定める目標
- ○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

浄化槽設置・宅内配管工事、転換時の撤去、単独処理浄化槽の雨水貯留槽等再利用

- ○公共浄化槽の整備促進に向けたPFI事業(BTO,BOO,BOT方式)への支援
- ○公共浄化槽・個人設置型浄化槽の少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業
- ○市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業
- ○浄化槽整備効率化事業

浄化槽台帳作成、計画策定・調査(特定既存単独処理浄化槽に係る調査等含む)、 維持管理向上・費用低減に資する一括契約等に必要な情報集約・システム構築、講 習会等

3. 事業スキーム

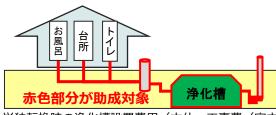
交付金(交付率1/3又は1/2) ■事業形態

地方公共団体 ■交付対象

平成17年度~ ■実施期間

4. 補助対象、事業イメージ





単独転換時の浄化槽設置費用(本体+工事費(宅内 配管丁事含む))及び単独処理浄化槽撤去費を助成

○事業スキーム

環境省

交付金、 交付率 1/3又は1/2

市町村

個人設置型 助成 浄化槽 設置者 公共浄化槽

○浄化槽設置整備事業(個人設置型)

費用負担(6割)

2/3又は1/2 市町村

1/3又は1/2

○公共浄化槽等整備推進事業

17/30又は12/30 3/30 費用負担 市町村

10/30又は15/30

○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

費用負担(5割)

2/3又は1/2 市町村

1/3又は1/2 玉

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話:03-5501-3155 お問合せ先:

問合せ先:環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室(03-5521-8358)

災害等廃棄物の収集

【収集·運搬】

仮

置

場

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要



可燃物処理

リサイクル

し尿処理

補助対象範囲

分別処理

家電等

リサイクル

財政支援

97.5%

※ 被害状況や財 政力に応じた更

なる支援を検討

※家屋便槽への汚水流入による場合は、維持分として

便槽容量の1/2を補助対象から除外

地震:異常な天然現象によるもの(震度基準なし)

その他:異常な天然現象によるもの



対象事業

要

家屋解体

補助先

補助率

地方財政

根拠条文

件

災害等廃棄物処理事業費補助金

がれき等の災害廃棄物

○災害廃棄物の発生

○漂着ごみ被害の発生

海岸保全区域外の海岸

に大量の廃棄物が漂着

家屋便槽への汚水流入

避難所・仮設トイレの

【し尿処理】

全壊家屋のみ補助対象(特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合は、半壊も補助対象)



- 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分
- ▶ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運 搬及び処分(災害救助法に基づく避難所の開設期間内
 - に限る)

高潮:最大風速15m/sec以上の暴風によるもの

政令指定都市:事業費80万円以上 その他の市町村:事業費40万円以上

降雨:最大24時間雨量が80mm以上によるもの

暴風:最大風速(10分間の平均風速)15m/sec以上によるもの 積雪:過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上

補助先:市町村(一部事務組合、広域連合、特別区を含む)補助率: 1/2

<通常災害時> ▶ 地方負担の80%について特別交付税措置

<特定非常災害時>

▶ 災害対策債の発行要件を満たす場合、地方負担額の100%まで災害対策債を発行でき、 その元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入

災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費 用の一部を補助することができる。

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、 都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被 災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建 を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興 に資することを目的とする。 支援法適用

都道府県の相互扶助に
おいて対応
(全都道府県の拠出による基金から支援金を支給)

国から1/2補助(東日本大震災分は4/5)

2. 適用要件

- ① 災害救助法の適用基準のうち1号又は2号を満たす市町村
- ② 全壊世帯が10世帯以上の市町村
- ③ 全壊世帯が100世帯以上の都道府県
- ④ ①又は②の都道府県内で、全壊世帯が5世帯以上の市町村 (人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①から③の区域に隣接し、全壊世帯が5世帯以上の市町村 (人口10万人未満に限る)
- ⑥ ①から③の都道府県が2以上ある場合、
 - ・全壊世帯が2世帯以上の市町村(人口5万人未満に限る)
 - ・全壊世帯が5世帯以上の市町村(人口10万人未満に限る)

3. 支援金の支給額

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

制度の対象	基礎支援金	加算支援金		함
となる世帯	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方	法)	ĀĪ
・全壊		建設・購入	200万円	300万円
(損害割合50%以上) 解体※1	100万円	補修	100万円	200万円
•長期避難※2		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
		建設・購入	200万円	250万円
・大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
		建設・購入	100万円	100万円
・中規模半壊 (損害割合30%台)	_	補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

➡ R2臨時国会で対象に追加(R2.7月豪雨も対象に含む。)

※1 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

※2 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

4. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村

(申請時の添付書面) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等

加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等

(申請期間)基礎支援金: 災害発生日から13月以内

加算支援金: 災害発生日から37月以内

[お問い合わせ先]内閣府防災(被災者生活再建担当) (03-3503-9394)

国宝·重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和6年度予算額(案) (前年度予算額

令和5年度補正予算額

11,334百万円 11,334百万円) 5,599百万円



現状·課題

国宝・重要文化財建造物は、滅失してしまえば取り返しのつかないものであるが、経年等による劣化はさけられない。文化財建造物を確実に次世代に継承するため、所有者等が適切な周期で安定的に保存修理を実施できるよう支援する必要がある。

地域の宝でもある国宝・重要文化財建造物は、観光振興等の核として地域の活性 化に寄与するものであることから、公開活用等の取り組みについても支援し、文化財建 造物の活用を促進する必要がある。

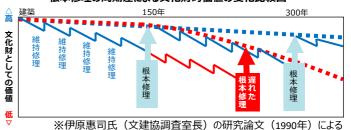
事業内容

- 補助対象事業
 - (1) 根本修理
 - (2)維持修理
 - (3) 特殊修理
 - (4)保存修理(近現代建造物)
 - (5)情報発信
 - (6) 先端技術活用
 - (7) 公開活用事業
 - (8) 環境保全等
- 補助事業者:所有者、管理団体等
- 補助金の額:原則、補助対象経費の1/2

※財政状況による補助率の加算あり(最大35%)

重要文化財 尾﨑家住宅主屋ほか8棟 半解体修理の様子 (鳥取県)

根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



先端技術活用



3 Dレーザー計測の作業状況ドローンを使用したS f M写真測量による3 Dモデリングデータ

修理機会を捉えた情報発信

文化財の公開活用



門司港駅(旧門司駅)本屋 展示解説整備(福岡県)

周辺環境整備



修理現場公開の様子 滝山東照宮本殿ほか2棟 (愛知県)



パンフレット等による解説



ワイヤーによる支持



保存管理施設の設置

アウトプット(活動目標)

適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

令和8年

161件

(年間の木造建造物の修理事業実施件数) 文化財の匠プロジェクト(令和3年12月24日 文部科学大臣決定)に基づく目標値

短期アウトカム(成果目標)

修理周期の適正化(木造建造物)

適正な修理周期

維持修理 30年

根本修理 150年

長期アウトカム(成果目標)

我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うことで、保存と活用の好循環を図る。

担当:文化資源活用課(直通:075-451-9653)

企画係:春田補佐y-haruta@mext.go.jp、原澤専門職y-harasawa@mext.go.jp

総務係: 池野補佐ikeno@mext.go.jp、高橋係長ayuta-t@mext.go.jp

伝統的建造物群基盤強化

令和6年度予算額(案) (前年度予算額 令和5年度補正予算額 1,567百万円 1,567百万円) 3百万円



現状·課題

伝統的建造物群は、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している集落や 町並みであり、市町村がこうした地区の保存・活用を図るもののうち、特に価値の高い ものを国が「重要伝統的建造物群保存地区」(以下「重伝建地区」)に選定し、市 町村の取組を支援している。

重伝建地区は、門前町や宿場町、商家町など観光資源としての人気も高いが、修理や修景、防災環境の整備が進んでいないなどの課題がある。地区全体の魅力と安全性を向上させ、観光振興や地方創生を図る必要がある。





香取市佐原伝統的建造物群保存地区の修理事例

事業内容

- 補助対象事業
- (1) 伝統的建造物群の保存・対策、 防災対策に係る調査
- (2) 修理·修景·公開活用整備
- (3) 防災・耐震
- (4) 買上
- (5) 先端技術の活用

• 補助事業者:市町村

● 補助金の額:原則、補助対象経費の1/2

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え地区全体の魅力と安全性を向上

修理・修景、防災・耐震の促進



<滋賀県 近江八幡市八幡> 修景事業を実施した建造物



<福島県 下郷町大内宿> 防災事業で整備した放水銃

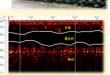


公開活用

<佐賀県 嬉野市塩田津> 公開活用施設

先端技術の活用





<静岡県 焼津市花沢> 石垣耐震補強のためのレーダー探査

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

アウトプット(活動目標)

- 重伝健地区の修理・修景等を実施した
- 地方公共団体の数

令和5年度	令和6年度
108	108

短期アウトカム(成果目標)

- 重伝建地区の文化財としての価値の維持と向上
- 重伝建地区の環境保全及び公開活用の促進
- 重伝建地区の防災環境の向上

長期アウトカム(成果目標)

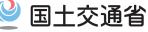
- 地域の歴史や文化をいかしたまちづくりの推進
- 地域の活性化や観光拠点としての魅力向上
- 地域の文化財の保存・活用に対する国民 の機運醸成に寄与。

担当:文化資源活用課(直通:075-451-9653)

企画係:春田補佐y-haruta@mext.go.jp、原沢専門職y-harasawa@mext.go.jp

総務係: 池野補佐ikeno@mext.go.jp、高橋係長ayuta-t@mext.go.jp

大規模盛土造成地滑動崩落防止事業(防災·安全交付金)



18

事業概要

大地震時等における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、造成宅地の滑動崩落防止対策を推進する。

交付対象事業·基礎額

大規模盛土造成地の滑動崩落を防止するために行われる事業に要する費用(事業費上限:1億6,000万円/ha):補助率1/4×

- ※ 熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧は1/2
- ※平成19年4月1日以前に造成に着手された宅地で、以下①~③いずれかに該当するものについて地方公共団体が事業主体のものは1/2
 - ①立地適正化計画における防災指針に即して行われる場合
 - ②滑動崩落により家屋10戸(避難路を有する場合は5戸)以上へ流出する場合
 - ③震度5弱相当で滑動崩落する場合

要件

下記の各号に該当する地区で行われるものであること

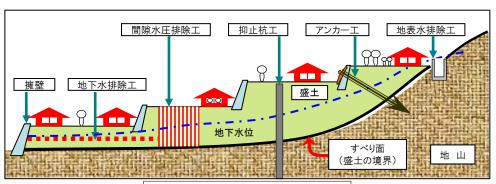
- ① 盛土規制法(旧宅地造成等規制法)に基づく勧告(都道府県知事等が行う災害防止措置をとることの勧告)又は造成宅地防災区域の指定(相当数の居住者等に危害を生ずる災害の発生のおそれが大きい一団の造成宅地)がなされた区域であること
- ② 地震時に滑動崩落するおそれの大きい大規模盛土造成地であって、次のいずれかに該当すること
 - ア) 盛土部分の面積が3,000㎡以上 かつ 被害を受けるおそれのある家屋10戸以上
 - イ) 盛土前の地盤面の勾配が20度以上 かつ 盛土高さ5m以上 かつ 被害を受けるおそれのある家屋5戸以上
 - ウ) 盛土高さ2m以上かつ家屋2戸以上(激甚災害指定、擁壁被害1万件以上等を満たす市町村の区域内に限る)
- ③ 滑動崩落により、道路、河川、鉄道、地域防災計画に記載されている避難地又は避難路に被害が発生するおそれがあること

交付金事業者

- 都道府県・市町村
- 宅地所有者等

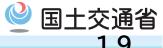
事業の特徴

災害により現に被害を受けた造成宅地においても、上記の要件を 満たす場合は、再度災害による被害拡大を防止するため、本事業 を活用することができる。



滑動崩落防止事業 対策工事イメージ

宅地液状化防止事業(防災・安全交付金)



事業概要

主に宅地の用に供され、大地震時等に液状化現象が発生する可能性のある地域において、災害の発生を抑制するため、 道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

交付対象事業 · 基礎額

宅地の液状化を防止するために行われる事業に要する費用 : 補助率1/4※

- ※熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧は1/2
- ※実施主体が地方公共団体である優先すべき事前対策で、立地適正化計画における防災指針に即して行われる場合は1/2

要件

下記の各号に該当する地区で行われるものであること

- ① 当該宅地の液状化により、公共施設(道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。)に被害が発生するおそれのあるもの
- ② 変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域であり、かつ、区域内の家屋が 10戸以上であるもの
- ③ 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

交付金事業者

- 都道府県・市町村
- 宅地所有者等

事業の特徴

災害により現に被害を受けた造成宅地に おいても、上記の要件を満たす場合は、 再度災害による被害拡大を防止するため、 本事業を活用することができる。



地下水位低下工法



格子状地中壁工法

お問い合わせ先:国土交通省都市局都市安全課 電話:03-5253-8401

防災集団移転促進事業

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を 促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等を行う市町村等に対し、事業費の一部を補助

【事業の概要】

施行者

市町村、都道府県(市町村からの申出に基づく)、都市再牛機構(自治体から の委託に基づく)

移転元地 (移転促進区域)

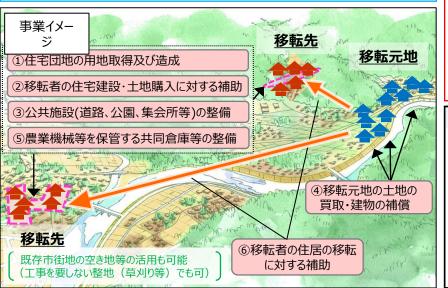
自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※1)

※1 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、 急傾斜地崩壊危険区域

移転先(住宅団地)

5戸以上(※2)かつ移転しようとする住居の数の半数以上

※2 ただし、以下の区域以外からの移転については10戸以上 浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、 土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域



【国庫補助】 (補助率 ①~⑥:3/4,⑦:1/2)

	補助対象経費区分	右以外 の場合	事前移転(※3) の場合
補	補助対象経費 (①~⑦) の合計		-
	① 住宅団地の用地取得及び造成 (分譲の場合は補助対象外)	限度額有り	限度額有り
対象経費	② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助 (住宅ローンの利子相当額)	限度額有り	限度額有り
	③ 住宅団地に係る公共施設の整備	限度額有り	限度額有り
	④ 移転元地の土地の買取・建物の補償	_	限度額有り
	⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備	限度額有り	限度額有り
	⑥ 移転者の住居の移転に対する補助	限度額有り	限度額有り
	⑦ 事業計画等の策定に必要な経費	_	_

※3【事前移転の要件】

- イ 流域治水プロジェクトなど、地域の安全確保に資する施策を推進するための計画に明記された事業であ
- □ 移転元地防御のための施設整備(ハード整備)を行わず、必要最低限のインフラ整備に限定すること ハ 移転に要する事業費が堤防などのハード施設のトータルコストを上回らないこと

補助基本額(事業費)に対する財源内訳

国庫補助金 3/4

般補助施設整備等 事業債(充当率90%)

一般財源

: 国の負担分 : 地方の負担分

元利償還の80%を特別交付税措置 50%を特別交付税措置

注)補助基本額は個別限度額、合算限度額適用後の事業費。都道府県が実施する場合は、特別交付税措置対象外

地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象(充当率90%) その元利償還金の80%を特別交付税措置
 - 注)事業計画等の策定に必要な経費の適債性に関しては、財政部局と協議すること
- 一般財源分についても50%を特別交付税措置(②事業計画等の策定に必要な経費についても同様)

がけ地近接等危険住宅移転事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)

<u>22</u>

令和5年度当初予算: 社会資本整備総合交付金等の内数

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。

補助対象

(1)除却等費

〇除却費

危険住宅の除却費

(限度額:住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費) 【令和5年度】木造住宅:31千円/㎡、非木造住宅:44千円/㎡

〇引越費用等

引越費用(動産移転費、仮住居費等)、その他 (限度額:975千円/戸)

(2)建物助成費

〇危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む。)及び改修の ため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額 (借入利率:年8.5%を限度)

限度額【通 常】 4,210千円/戸(建物3,250千円/戸、土地960千円/戸) 【特殊地域[※]】7,318千円/戸(建物4,650千円/戸、土地2,060千円/ 戸、敷地造成608千円/戸)

※特殊地域~特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未 満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域

(3)事業推進経費

○事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

注:右欄の「補助要件」(1)に掲げる区域内に在する(2)の住宅へ移転する場合は、 上記(1)(2)の補助対象としない。

補助要件

(1)対象地区要件(移転元)

- 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域(建築基準法第39条第1項)
- 地方公共団体が条例で建築を制限している区域(建築基準法第40条)
- 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条)
- 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域(土砂災害防止法第4条)
- 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域(特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項)
- 地区計画(浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る)の区域(都市計画法 第12条の4)
- 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域(災害救助法第2条)

(2)対象住宅要件(移転元)

- 〇 既存不適格住宅*
 - ※浸水被害防止区域にあっては、許可基準に適合しない既存住宅
- 〇 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示*等を行った住宅
 - ※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

交付率

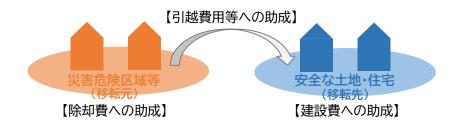
国:1/2、

地方公共団体:1/2

事業実施主体

市町村

(市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県)



農村整備事業<公共>

【令和6年度予算概算決定額 6,866(7,234)百万円】 (令和5年度補正予算額 1,248百万円)

く対策のポイント>

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活 性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

<事業目標>

「小さな拠点」の形成の推進、生活インフラ等の確保

く事業の内容>

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、 維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

(施設の整備・更新に当たり、集排汚泥資源の農地還元率100%を達成す ることを目標として定めた場合に、調査計画策定費を定額で支援します。)

2. 農道·集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要な農道・集落道、老 朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産 物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、 生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

4. 地域資源利活用施設整備事業

農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源 利活用施設の強靱化を支援します。

(電力供給対象施設に温室や農機具格納庫等スマート農業に資する農業 用施設を追加します。)

5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落 防災安全施設の強靱化を支援します。 ※下線部は拡充内容

<事業の流れ> 1/2等



都道府県

都道府県



市町村等

く事業イメージ>











農業集落排水施設

農道 · 集落道

営農飲雑用水施設

(太陽光発電施設)

農村インフラの強靱化

停電対策、保全対策、更新·撤去等

農村インフラの高度化









[お問い合わせ先] 農村振興局地域整備課(03-6744-2200)

【令和5年度予算概算決定額 1,847(1,700)百万円】

<対策のポイント>

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している漁村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉え て漁村の活性化を図るため、漁業集落道、緑地・広場施設、防災安全施設等の生活インフラの整備、集落排水施設等の再編・強靱化など、漁村に人 が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

<事業目標>

○最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口の割合

く事業の内容>

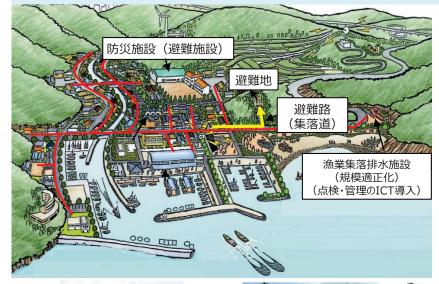
漁村インフラである、漁業集落排水施設、水産飲 雑用 水施設、漁業集落道、防災安全施設(土砂 崩壊防止施設、防風·防雪施設等)、緑地·広場 施設 (避難広場等)、用地を計画的・集中的に整 備を推進。

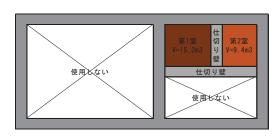
あわせて漁村インフラの強靱化等をより効果 的に推 進するために必要な調査計画等について支援。

漁村地域の**生活に不可欠なサービス**が持続的に提 供できるよう、漁業集落排水施設等の再編・強靱化 対策等を支援。

く事業イメージン

施設の老朽化対策や再編・コンパクト化等により、インフラの持続性の確保や規模を適正化





漁業集落排水施設において、仕切り壁を設置し、 既存の浄化槽を活用しつつ、施設規模の適正化 (ダウンサイジング) を実施

<事業の流れ>





漁業集落排水施設



漁業集落道



[お問い合わせ先] 水産庁防災漁村課(03-6744-2392)

【令和6年度予算概算決定額 76,999(77,390)百万円】

く対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加(8割)
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加
- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率(64%「令和7年度まで」)

く事業の内容>

- 1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の 目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事 業を実施します。
- 2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現 場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができ ます。
 - ① 農業農村分野:農地整備、農業用用排水施設整備、

海岸保全施設整備等

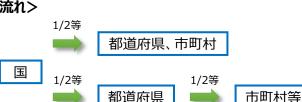
- ② 森 林 分 野: 予防治山、路網整備等
- ③ 水 産 分 野:漁港漁場整備、漁村環境整備、

海岸保全施設整備等

- ※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援 します。
- 3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに交付金の配 分が可能です。

また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

く事業の流れ>



く事業イメージン

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】







漁業作業の効率化と安全対策の 漁村における津波避難対策 ための漁港整備(岸壁改良)



(避難施設、避難経路の整備)

【森林基盤整備



間伐材等の搬出を実現



【海岸保全施設整備】





防ぐため海岸堤防の整備を推進

(共通) 切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千鳥海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

「お問い合わせ先〕 (農業農村分野)農村振興局地域整備課(03-6744-2200) (森林分野) 林野庁計画課 (03-3501-3842)

(03-6744-2392)(水産分野) 水産庁防災漁村課

災害復旧等事業(山林施設) <公共>

【令和6年度予算概算決定額 10,461(10,399)百万円】 (令和5年度補正予算額 33,245百万円)

<対策のポイント>

我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧等事業(山林施設)では、豪雨、地震等により被災した治山・林道施設や荒廃山地等を早期に復旧し、国土の保全や生産活動の維持、地域の安全・安心の確保を推進します。

<政策目標>

被災した治山・林道施設や荒廃山地等の速やかな復旧整備

く事業の内容>

1. 山林施設災害復旧事業

5,345(5,360)百万円 25,557百万円

○ 災害により被災した治山・林道施設等の復旧整備を実施します。

2. 山林施設災害関連事業

5,116(5,039)百万円 7,688百万円

○ 災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地等において、再 度災害を防止するため、緊急的な復旧整備を実施します。

<事業の流れ>



(山林施設災害復旧事業については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等による嵩上げ制度あり)

※ このほか、国有林野や、民有林のうち大規模な崩壊地等については 国による直轄事業を実施。

く事業イメージ>

山林施設災害復旧事業

治山施設の復旧

林道施設の復旧







荒廃山地の復旧









「お問い合わせ先」(1) 林野庁治山課(03-3501-4756)

- (2) 林野庁整備課(03-6744-2304)
- (3) 林野庁業務課(03-3502-8349)

災害復旧等事業(農地・農業用施設等)<公共>

【令和6年度予算概算決定額 8,564(8,513)百万円】 (令和5年度補正予算額 39,704百万円)

く対策のポイント>

わが国では、国土の自然的、地理的条件から、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧事業(農地・農業用施設等)は、被災した農地・農業用施設 の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的としています。

<事業目標>

適切かつ速やかな災害復旧の実施及び再度災害の防止

く事業の内容>

1. 災害復旧事業

8,234 (8,189) 百万円

地震・豪雨等により被災した農地・農業用施設等の復旧事 業を行います。また、激甚災害等において復旧計画等の作成に 要する調査・設計等の費用を支援します。

2. 災害関連事業

330 (324) 百万円

農業施設災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための 改築又は補強及び農村生活環境施設の復旧等を実施します。

<事業の流れ>



く事業イメージン

1. 農業施設災害復旧事業

被災した農地・農業用施設の早期復旧

●農地法面の復旧例



●決壊したため池の復旧例



●水路の復旧例



2. 農業施設災害関連事業

再度災害防止のための施設改築・補強等

●復旧と併せた区画整備例



●復旧と併せたため池改修(緊急放流工の設置)例



農村生活環境施設(集落排水施設)の復旧例



※農家一戸当たりの事業費により、補助率の嵩上げ制度あり。

「お問い合わせ先」農村振興局防災課(03-6744-2211)

【令和6年度予算概算決定額 19,843(20,043)百万円】

く対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、 麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加(8割)

く事業の内容>

1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換型

基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、**高収益作物への転換**に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援します。

4. 病害虫対策型

病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援します。

5. 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。

6. 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用のための**ゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援**します。

- ※土層改良にバイオ炭を使用することが可能(1~6の事業)
- ※整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、農地整備·集約推進費の活用が可能(1、2の事業)
- ※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能(2の事業)

(事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能)

【実施区域】農振農用地のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】総事業費200万円以上、農業者数2者以上等

<事業の流れ>





く事業イメージン

きめ細かな耕作条件改善の支援







高収益作物への転換に向けた取組支援





スマート農業導入の支援





「田んぼダム」の取組支援







「お問い合わせ先」農村振興局農地資源課(03-6744-2208)

国営かんがい排水事業 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 101,885(102,464)百万円】 (令和5年度補正予算額 13,379百万円)

<対策のポイント>

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用用排水施設の整備を行い、**農業用水の確保・安定供給**と**農地の排水改良**を図ります。

<事業目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合(10割 [令和7年度まで])
- 更新事業(機能向上を伴う事業地区を除く)の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合(10割[令和7年度まで])

く事業の内容>

農業用水の確保、適期・適量供給、排水改良を図るため基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。

- ・ かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策及び豪雨災害対策の末端 支配面積要件を緩和
- ・かんがい排水事業において農道整備を実施可能に

※下線部は拡充内容

1. 一般型

・ 地域に適した水利・排水システムの確立のために行う農業用用排水施設の 整備

【実施要件】受益面積3,000ha以上等

2. 特別型

- ・高収益作物の導入・転換に必要な汎用化・畑地化を行うための整備
- ・担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編を行うための整備
- ・治水協定ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化を行うための整備
- ・老朽化等による機能低下が見られる施設の集約・再編を伴う整備
- ・ 突発事故発生時の事後保全対策、事故リスクのある箇所の予防保全対策 及び施設の長寿命化対策の一体的な実施
- ・小水力等発電施設の導入や用排水機の省エネルギー化等、低炭素型の 農業水利システムへの移行のための整備を加速して推進

【実施要件】受益面積500ha以上等

<事業実施主体>

国(国費率:農林水産省2/3、北海道・離島75%、沖縄・奄美90%等)

く事業イメージ>



【令和6年度予算概算決定額 28,150(28,150)百万円】

<対策のポイント>

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

<事業目標>

- 農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積(約20万ha [令和7年度まで])
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積(約21万ha [令和7年度まで])

く事業の内容>

1. きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、パイプライン化、水管理のICT活用などによる水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- ① **災害の未然防止に必要な施設整備**(渇水時の用水補給のためのポンプ設置等を含む。)、リスク管理のための観測機器の設置、農業水利施設の撤去、ため池の廃止等の防災減災対策を支援します。
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 単独処理浄化槽を廃止し農業集落排水管路へ接続する経費を支援します。
- ④ 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等を支援します。

3. ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、管理者への指導・助言等の経費を支援します。

4. 施設情報整備·共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策:総事業費200万円以上、受益者数2者以上、

工事期間原則3年(ため池の場合は5年)以内等

<事業の流れ>



都道府県

都道府県



市町村等

く事業イメージ>

きめ細かな長寿命化対策



漏水防止のための整備

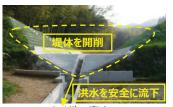


老朽化した施設の機能診断

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の廃止

施設情報整備·共有化対策



施設情報等のGIS化

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

防災課 (03-6744-2210)

設計課 (03-6744-2201)

地域整備課(03-6744-2209)

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和6年度予算概算決定額 48,589(48,652)百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、**多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援**します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上(5割以上「令和7年度まで」)
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上(6割以上「令和7年度まで」)

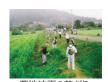
く事業の内容>

- 1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円
- ① 農地維持支払 地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共 同活動を支援します。
- ② 資源向上支払 地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化 **のための活動**を支援します。
- 2. 多面的機能支払推進交付金 1,539(1,602)百万円 交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村 等による多面的機能支払交付金の推進を支援します。

く事業イメージン

農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等は水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源は の保全管理に関する構想の策定 等







(円/10a)

資源向上支払

- 態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための







実 施 主 体:農業者等で構成される組織 (●及び❸は農業者のみで構成する組織でも取組可能) 対象農用地:農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【芯付単価】

							(1 3/ = 0 0/
ĺ		都府県			北海道		
l		●農地維持支払	❷資源向上支払 (共同) ※1	③ 資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	●農地維持支払	❷資源向上支払 (共同) ※1	③ 資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
	田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
	畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
	草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、2に75%単価を適用]

- ※1:2、3の資源向上支払は、
 - ●の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※ 2: ①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、
- 2に75%単価を適用 ※3: 3の長寿命化において、直営施工を

行わない等の場合は、5/6単価を適用

【加算措置】 (円/10a)

i)		項目		都府県	北海道
′			田	400	320
多面的機能の更なる増進	븰進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	畑	240	80
			草地	40	20
水田の雨水貯留機能の化(田んぼダム)の推り		資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課(03-6744-2197)

<事業の流れ>



(2の事業)

都道府県 市町村等

農家負担金軽減支援対策事業

【令和6年度予算概算決定額 721(1,139)百万円】

く対策のポイント>

十地改良事業等の円滑な推進を図るため、事業に係る農家負担金の無利子貸付等を行うことにより、農家負担の軽減を図ります。

<事業目標>

農家負担の軽減を図りつつ、農地の担い手集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画による輸出の拡大を促進

く事業の内容>

1. 水田·畑作経営所得安定対策等支援事業

農地の担い手集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画との 連携が図られる土地改良事業について、**農家負担金の5/6を限度に無利子貸付** を行います。

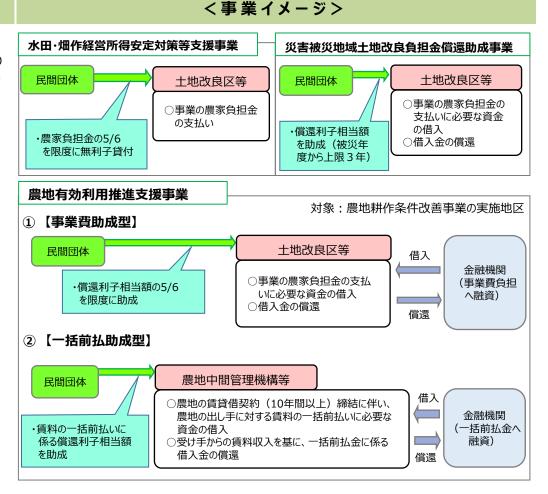
2. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る営農再開までの**負担金の償還利子相当額を助成**します。

3. 農地有効利用推進支援事業

農地耕作条件改善事業の実施地区で農地の担い手集積率の向上が図られる地区に対して、以下の支援を行います。

- ① 農家負担金の**償還利子相当額の5/6を限度に土地改良区等に対して助成**します。
- ② 農地の長期間の賃貸借契約締結に伴い、土地改良事業償還金等債務のある 農地の出し手に対する**賃料の一括前払いに必要な借入資金にかかる償還利子** 相当額を農地中間管理機構等に対して助成します。



「お問い合わせ先」農村振興局土地改良企画課(03-3502-6006)

土地改良区体制強化事業 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 565 (588) 百万円】

<対策のポイント>

土地改良区が主体的に取り組む組織運営基盤・事業実施体制等の強化を支援します。

<事業目標>

土地改良区の機能や役割が効率的・効果的に発揮されるよう土地改良区の組織運営基盤・事業実施体制等を強化

く事業の内容>

1. 施設·財務管理強化対策

- ① 土地改良施設の診断・管理指導、事務連合の設立に関する土地改良区への指導等
- ② 複式簿記の有効活用に関する土地改良区への指導等

2. 受益農地管理強化対策

- ① 換地業務等に関する土地改良区への指導等
- ② 所有者不明農地等の解消に向けた財産管理制度等の活用に関する土地改良区への指導等
- ③ 所有者不明農地等の解消に向けた取組

3. 統合整備強化対策

- ① 地域の農業水利施設等の持続的な管理のための土地改良区の管理体制の拡充に向けた取組
- ② 土地改良区の合併等に必要となる統合整備計画の策定や事務機器等の整備

4. 特定被災土地改良区復興支援対策

特定大規模災害等によって被災した土地改良区の業務書類・機器等の復旧支援

5. 研修·人材育成

- ① 土地改良区等の役職員の資質向上を図る研修
- ② 施設管理の省エネ化(高効率機器への更新等)に関する技術指導

※下線部は拡充内容

(1①、2、3、5①の事業)

<事業の流れ>



く事業イメージ>



施設・財務管理強化対策















「お問い合わせ先」 農村振興局土地改良企画課(03-3502-6006)

中山間地域等直接支払交付金

【令和6年度予算概算決定額 26,100(26,100)百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

〈事業目標〉

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

く事業の内容>

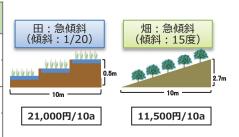
1. 中山間地域等直接支払交付金

25,800 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・ 管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行 う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
Ħ	急傾斜(1/20~)	21,000
Щ	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
ЖП	緩傾斜(8度~)	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

300(300)百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



く事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等 【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動 (耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(集落戦略の作成)

【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 (田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 (超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	10,000円 (田·畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) (超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	(田・畑)
集落協定広域化加算 【上限額:200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額:200万円/年】	3,000円
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	(地目にかかわらず)
生産性向上加算 【上限額:200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	
+1 +	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課(03-3501-8359)

農地利用効率化等支援交付金

【令和6年度予算概算決定額 1,086 (1,521)百万円】 (令和5年度補正予算額 2,300百万円の内数)

く対策のポイント>

<u>35</u>

地域が目指すべき**将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿**の実現に向けて、**目標地図に位置付けられた者が経営改善**に取り組む場合、**必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加(8割)

く事業の内容>

目標地図に位置付けられた者が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた 農地利用の姿の実現に向けて、融資を受けて経営改善の取組に必要な農業用機 械・施設を導入する場合に支援します。

- ※ 広域に展開する農業法人等の**経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導** 入は、補助上限額を引上げ(先進的農業経営確立支援タイプ)
- ※ スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援
 - ・スマート農業優先枠 ロボット技術・ICT機械等の導入(農業支援サービス事業体の取組も対象)
 - ・集約型農業経営優先枠中山間地域等での集約型農業に必要な機械等の導入
 - ・グリーン化優先枠 「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境に配慮した営農に必要な機械等 の導入
- ※ 助成対象者の経営改善の取組の実績及び目標、地域における農地集積の実 績等に関するポイントにより採択

(令和5年度補正予算)担い手確保・経営強化支援事業 2,300百万円の内数 担い手の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援

<事業の流れ>

 交付(定額)
 3/10以内等

 国
 都道府県
 市町村
 農業者等

現状 目標地図 地域が目指すべき将来の 集約化に重点を置いた 農地利用の姿の実現 将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けら 助成対象者 れた者(事業実施年度内に目標地図に位置付けられる ことが確実であると市町村が認める者を含む) 助成内容 経営改善の取組に必要な農業用機械・施設 (事業費50万円以上) 補助率 事業費の3/10以内 300万円(経営面積の拡大(水田作で20ha以上等)等 補助上限額 を目指す者については600万円に引上げ) (先進的農業経営確立支援タイプ: 個人1,000万円、法人1,500万円)

く事業イメージン

(この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施)

[お問い合わせ先] 経営局経営政策課担い手総合対策室(03-6744-2148)

農地利用効率化等支援交付金(被災農業者支援タイプ)

<対策のポイント>

<u>35</u>

- **過去に例のないような甚大な気象災害**が発生した場合に実施。
- **被災した農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な農業用機械・施設等の再建・修繕等を緊急的に支援。**

く事業の内容>

L 助成対象者

被災した農業者であって、農業用機械等の復旧後、営農 を再開する者

2 助成対象

農業用ハウス、農業用機械、畜舎等の再建・修繕、施設や土砂等の撤去等

3 助成を受けるための主な要件

地方公共団体による予算の上乗せ措置(地方公共団体単独事業を含む。)又は金融機関からの融資を受けていること

4 補助率

農業用ハウスの再建・修繕等 <u>3/10以内*1</u> 農業用機械、畜舎等の再建・修繕 1/2以内*2

- (※1) 園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて 事業費の1/2相当の支援
- (※2) 被災後も営農をやめることなく再開しようする者として 市町村が認める者

く事業イメージ>

[事業フロー図]



[農業用ハウスの再建]



[農業用機械の再取得]







[お問い合わせ先] 経営局経営政策課担い手総合対策室(03-6744-2148)

強い農業づくり総合支援交付金(被災産地施設支援)

<対策のポイント>

○ 令和6年1月の能登半島地震の被害を受けた産地に対し、共同利用施設や卸売市場施設の整備を支援します。

く事業の内容>

く事業イメージ>

1. 事業の内容

① 産地の競争力の強化(共同利用施設等の整備)

今般の能登半島地震の被害を受けた産地における**農業生産の回復に向けた取組に必要な共同利用施設の整備**について支援します。

また、**共同利用施設の整備に伴う被災施設の撤去・整地等**の費用も特例的に 支援します。

② 食品流通の合理化(卸売市場施設の整備)

今般の能登半島地震の被害を受けた**卸売市場における機能の回復に向けた取組に必要な施設の整備**について支援します。

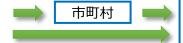
また、**卸売市場施設の整備に伴う被災施設の撤去・整地等**の費用も特例的に支援します。

2. 事業実施主体

- ① 都道府県、市町村、農業者が組織する団体等 (受益農業従事者が5名以上であること。また、その者は、原則として被災した共同利用施設を所有又は利用していた者に限る。)
- ② 被災した卸売市場の開設者である地方公共団体又は卸売市場の卸売業者、 仲卸業者 等

<事業の流れ>





農業者が組織する団体等



被災産地における農業生産の 復興や被災卸売市場の機能の 回復(概ね同程度以上)を 目指します。

3. 補助率

- ① 1/2以内等
- ② 1/3以内または1/2以内

[お問い合わせ先]

(①の事業) (②の事業)

農産局総務課生産推進室 新事業·食品産業部食品流通課 (03-3502-5945)

事業·食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

持続的生産強化対策事業(産地緊急支援)

<対策のポイント>

○ 令和6年1月の能登半島地震の影響により作物、農地、農業機械等に被害を受けた産地に対し、産地再生に必要な農業機械のリースや、生産資材導入等に追加的に必要となる経費を支援します。

く事業の内容>

1. 事業の内容

① 営農再開に対する支援

被災により、一時的な**作物転換や再播種・再定植を余儀なくされた場合に必要となる種苗の共同購入等**に要する経費を支援します。

また、作物残さの撤去等の栽培環境整備や、復旧した農地の土づくり、被災を機に作物転換等に取組む場合に必要な農業機械等のリース導入等に要する経費を支援します。

- ② 集出荷施設等における農作物の集出荷円滑化等に対する支援 被災した**集出荷施設等における簡易な補修、他の集出荷施設等への農産物** の輸送に要する経費を支援します。
- ③ 浸水被害に対する水田農業継続に向けた支援 浸水被害を受けた地域において水田農業の継続に向け、土づくりや作業委託等 に要する経費を支援します。

2. 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者が組織する団体等 (ただし、受益農家が3戸以上であること)

3. 補助率

定額、1/2以内

<事業の流れ>

玉

事業実施主体

農業者等

く事業イメージ>

支援対象

	ア 資材の調達等支援 (ア) 早期営農再開 ・早期営農再開に必要な生産資材(種子・種苗等の消費材に限る。)の購入費 、作業委託費及び農業機械等レンタル経費	1/2以内
	(イ) 作物転換・規模拡大 ・作物転換等に必要な生産資材等(種子・種苗等の消費材を除く。)の購入経費	1/2以内
 営農再開 支援 	イ 栽培環境整備 (ア) 作物残さ等の撤去 ・作物残さや飛散したガラス等の撤去に必要な掛かり増し経費	定額 (作物残さ:1,500円/10a以内、ガラス等:14,000円/10a以内)
	(イ) 追加防除・施肥 ・追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入、土壌診断に必要な掛かり増し経費	1/2以内
	(ウ) 防除方法の転換 ・被災を機に地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託経費	1/2以内
	ウ 土づくり ・復旧したほ場における堆肥の投入又は緑肥のすき込みに必要な経費	定額 (10,000円/10a以内)
	エ リース方式による農業機械等の導入 ・作物転換等を図る場合に必要な農業機械等のリース導入経費	定額 (本体価格 1/2以内)
	オ 収穫・調製作業 ・収穫・調製作業に要する掛かり増し経費	定額 (8,000円/10a以内)
② 集出荷施設	ア 施設の仮復旧等 ・集出荷施設の簡易修繕等により、一時的に機能回復させる取組に対する経費	1/2以内 (補修等に必要な経費に限る。)
等における農 作物の出荷 円滑化等支	イ 周辺集出荷施設等の活用 ・周辺の育苗施設から被災地域へ種苗を融通するために必要な輸送経費等	定額 (7,000円/ t 以内)
援	ウ 集出荷機能等の強化 ・集出荷量等を回復させるために必要な作業労賃費(手選果等)	定額 (5,600円/人日以内)
	ア 土壌診断 ・水田の土壌環境の再生に向けて行う土壌診断に必要な掛かり増し経費	1/2以内
③ 浸水被害に 対する水田	イ 土づくり ・堆肥・緑肥や土壌改良資材等の追加的な投入に必要な経費	定額(10,000円/10a以内)
農業継続 特別支援	ウ 作業委託等 ・水田の均平化等に必要な作業委託費及び農業機械のレンタル経費	1/2以内
	エ 生産資材調達 ・早期営農再開に必要な生産資材(種子・種苗等の消費材に限る。)の購入経費	1/2以内

「お問い合わせ先]

(①、②の事業) 農産局総務課生産推進室 (③の事業) 穀物課 農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち

農山漁村発イノベーション推進・整備事業(地域活性化型、定住促進・交流対策型及び産業支援型) 【令和6年度予算概算決定額 8,389(9,070)百万円の内数】

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、**地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけ**をつくり、**農山漁村について広く知ってもらう** ことを入口に、**農的関係人口の創出、二拠点居住・移住・定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進**します。

く事業の内容>

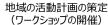
1. 活動計画策定事業(地域活性化型)

- ① 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画策定を支援します。
- ② 活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援します。 【事業期間(交付期間):3年間(2年間*)、交付率:定額(上限:1年目500万円、2年目250万円 等*)】

※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。

く事業イメージン







体制構築及び実証活動 (高齢者の移動確保)

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るため に必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

※被災した農林水産物加丁・販売施設等の再建・修繕や、損壊した施設の撤去等を支援します。

く事業の内容>

2. 農山漁村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型)

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林 漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農林水 産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援**します。

【事業期間:3年間(上限5年間)、交付率:1/2等】

3. 農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化等に取り組む場合に必要となる、農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

(※農林水産物以外の多様な地域資源を活用した取組を支援対象に追加)

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。 【事業期間:1年間、交付率:3/10等】

[お問い合わせ先]

(1、3の事業) 農村振興局都市農村交流課(03-6744-2497) (2の事業) 地域整備課 (03-3501-0814)

く事業イメージ>

定住促進·交流対策型

○**計画主体** 都道府県、市町村^{※1} ※1 農山漁村活

†※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要

○事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設 産業支援型



集出荷·貯蔵·加工施設

○**事業実施主体** 農林漁業者団体、中小企業者※2

※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定 又は都道府県若しくは市町村が策定する戦略に基づく事業計画の認定が必要



農林水産物処理加丁施設



農家レストラン

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

<対策のポイント>

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費を補助します。

<政策目標>

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

く事業の内容>

1. 対象となる施設の所有者

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等

2. 対象となる施設

農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設 ただし、法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限ります^{※1}。

※1 農業倉庫は建設後の経過年数が満50年を経過していない施設(特例適用)。

3. 採択基準及び補助率

			補助率		
		採択基準	40万円まで の部分	40万円を 超える部分	
一般災害		40万円以上	2/10		
激甚災害	告示地域※2	13万円以上	4/10	9/10	
放起火 吉 	その他の地域	40万円以上	3/10	5/10	

※2 農地・農業用施設の年間災害復旧事業費(国の補助額を控除)の関係農家 1戸当たり負担額が2万円を超える地域

4. 補助対象額

被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額。 ただし、当該施設の再取得に要する経費の20%を下限とします。

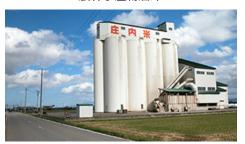
5. 事業の流れ

国 ⇒ 都道府県 ⇒ 事業実施主体

く主な対象施設>



農林水産物倉庫



農林水産物処理加丁施設



共同作業場



農林水産物処理加工施設



農林水産業用生産資材倉庫



種苗生産施設

[お問い合わせ先] 大臣官房地方課災害総合対策室(03-6744-0578)

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和6年度予算概算決定額 10,009(9,713)百万円】 (令和5年度補正予算額 5,000百万円)

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利活用拡大への取組等を支援します。 また、森林における**林業関係者等のシカ捕獲への参画促進**や国有林野におけるシカ捕獲等を実施します。

<政策目標>

- 鳥獣被害対策実施隊員数を令和7年度まで43,800人に増加(42,110人[令和5年度] → 43,800人[令和7年度まで])
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増(4,000t「令和7年度まで」)

<事業の内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金

9,900 (9,603) 百万円

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業【令和5年度補正予算含む】 シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵 入防止柵の設置、**広域柵の整備再編計画の策定、侵入防止柵の再編整備支援の強** 化等を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業 都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和5年度補正予算含む】 被害対策推進のための人材育成や狩猟組織の体制強化、ジビエ消費拡大を図るプロ モーション等を行うとともに、ジビエ利活用の更なる拡大に向けた情報発信の取組等を支 援します。
- ⑤ **シカ特別対策**【令和5年度補正予算】 集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援します。

民間団体等 (民間企業、一般社団法人を含む)

<事業の流れ> 定額、1/2等 都道府県 地域協議会等 (①、③、⑤の事業) 玉 都道府県 (②、⑤の事業)

2. シカ等による森林被害緊急対策事業

109(109)百万円

※下線部は拡充内容

森林における効果的なシカ捕獲の推進のため、林業関係者等のシカ捕獲への参画促進 や先進技術による調査・捕獲、広域捕獲への支援とともに、国有林野における国土保全の ためのシカ捕獲等を実施します。【令和5年度補正予算含む】

〈事業の流れ〉※国有林においては、直轄で実施

「お問い合わせ先〕

く事業イメージ>

[総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援]





1シカの個体数減少に向けた取組









侵入防止柵の設置や 刈り払い等による 捕獲活動経費の 捕獲機材の導入 牛息環境管理

〔捕獲等の強化〕

被害要因、生息状況等に基づいたシカの個体数減

少に資する総合的な取組を支援 (令和5年度補正予算)

における人材育成 〔ジビエ利活用拡大に向けた取組〕

① 広域搬入の推進

捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向 けた支援を実施





②効率的な柵の設置に向けた支援

広域柵の整備再編計画の策定支援やグレーチング 設置等を含めた再編整備を強化

【今和5年度補正予算含む】





②ジビエの情報発信強化 [令和5年度補正予算] ジビエ利活用の更なる拡大に向けた展示物等の

制作等を通じた情報発信の強化











(1の事業)農村振興局鳥獣対策・農村環境課 (03-3591-4958)

(2の事業) 林野庁研究指導課

(03-3502-1063)

畜産経営災害等総合対策緊急支援事業

1 事業の目的

自然災害や悪性の家畜伝染病の発生、感染症の爆発的な拡大(パンデミック)等により多数の畜産農家や家畜市場等が被害を受け、広域的に生産・流通基盤が棄損すれば、地域経済に深刻な被害を及ぼす恐れがある。

このため、自然災害等により被害を受けた畜産農家等の経営継続・再開に向けて、政府の方針と協調し、被災畜舎・機械の補改修、一時的な家畜の避難、家畜の再導入、代替粗飼料の共同購入、感染症発生農場への代替要員の派遣、肉用子牛の計画出荷や家畜伝染病の発生農家への互助金の交付、事業参加者への衛生指導等を支援する。

2 事業の内容

- (1) 畜産経営災害総合対策緊急支援事業等
 - ①簡易畜舎の整備、畜舎・飼養管理機械等の補改修、土砂・がれき等の撤去等に対する支援
 - ②緊急的な家畜等の避難に要する経費に対する支援
 - ③家畜の導入支援
 - ④乳房炎対策への支援
 - ⑤災害に伴う停電への対応に対する支援
 - ⑥サイレージ品質低下防止対策に対する支援
 - ⑦代替粗飼料の共同購入に対する支援
 - ⑧経営者等の感染症発生時における代替要員の派遣、消毒等に対する支援
 - (9)家畜市場での感染症発生に伴う肉用子牛の計画出荷に対する支援
- (2) 家畜防疫互助基金支援事業

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性 鳥インフルエンザ発生時の互助金の交付、事業参加者への衛生指導等を行う。

- 3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体
- 4 所要額(補助率) 3,280百万円(定額、1/2以内、1/3以内)

担当課 代表03-3502-8111

○事業参加等に係る問合せ

畜産局牛乳乳製品課 内線4933 担当者:平田、斉藤 (1)①~⑤, ⑧の事業(乳用牛) (1)①~③,⑤,⑧の事業(肉用牛) 畜産局企画課 内線4890 担当者:鈴木、松野 内線4910 担当者:新井、松田 $(1)(1)\sim(3)$ 、(5)、(8)の事業(豚) 畜産局畜産振興課 (1)①,⑤,⑧の事業(家きん) 内線4910 担当者:信戸、今野 畜産局畜産振興課 (1)⑥,⑦ の事業(飼料) 内線4916 担当者:宮腰、大藪 畜産局飼料課 (1)⑧の事業(飼料生産組織) 内線4916 担当者:齋藤、久保 畜産局飼料課 (1) ⑨の事業 畜産局食肉鶏卵課 内線4942 担当者:中村、池嶋 消費・安全局動物衛生課 内線4582 担当者:岡村、髙山 (2)の事業 ○畜産の災害被害状況に係る問合せ 畜産局企画課 内線4896 担当者:金子、柳田

【令和5年度補正予算額(所要額) 34,520百万円】

く対策のポイントン

畜産クラスター計画を策定した地域に対し、**地域の収益性向上等に必要な施設整備や機械導入等に加え、経営資源を継承する取組を支援**します。また、 **飼料増産優先枠**及び**省エネ優先枠**を引き続き措置します。加えて、**優良な繁殖雌牛への更新を加速化する**ことで、肉用牛の牛産基盤の強化を図ります。

<事業目標>

畜舎の整備や省力化機械の導入による飼養規模の拡大や飼養管理の改善を図るとともに、次のうちいずれかの目標を達成等

- 作業の外部化等による生産コストの削減(10%以上「事業終了後5年以内まで」)
- 販売額の増加(10%以上[事業終了後5年以内まで])
- 所得の向上(10%以上[事業終了後5年以内まで])

く事業の内容>

1. 畜産クラスター事業

(所要額) 29,100百万円

① 施設整備事業

中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な施設整備等を支援します。

② 機械導入事業

中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な機械の導入を支援します。

③ 調査・実証・推進事業

収益力強化に向けた取組の効果実証に必要な調査・分析を支援します。また事 業の効果を高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。

④ 畜産経営基盤継承支援事業

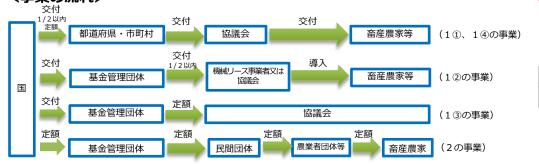
経営資源を地域の担い手に継承するため、必要な施設整備等を支援します。

2. 優良繁殖雌牛更新加速化事業

(所要額) 5,420百万円

高齢の繁殖雌牛から、増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛への牛群の転換を支援し ます。

<事業の流れ>



く事業イメージ>



収益性向上のための取組、中心的な経営体やその他の構成員の役割、連携の内容、収益性向 上の目標等を定めた畜産クラスター計画を作成

【優先枠等】

中山間地域優先枠 輸出拡大優先枠

肉用牛・酪農重点化枠

飼料増産優先枠

省エネ優先枠

食料安全保障の強化を図るため、飼料増産に 取り組む畜産クラスター協議会を優先的に採択。 省エネ優先枠は引き続き措置。

飼料収穫機械 等

「優良繁殖雌牛更新加速化事業」の交付単価

優良な繁殖雌牛|遺伝的多様性に配慮した優良な繁殖雌牛 奨励金 10万円/頭 15万円/頭

「お問い合わせ先】 (03-3501-1083) (1の事業)畜産局企画課

(2の事業) 畜産振興課 (03-6744-2587)

【令和6年度予算概算決定額 1,820(2,143)百万円】 (令和5年度補正予算額(所要額) 13,000百万円)

く対策のポイント>

飼料生産基盤に立脚した持続的な畜産経営の推進に向けて、国産飼料の生産・利用拡大を図るため、**飼料生産組織の人材確保・育成の取組、国産濃** 厚飼料の生産・利用の推進等の取組を支援します。また、飼料の安定供給を図るため、**飼料穀物の備蓄や飼料流通の効率化の実証等**の取組を支援します。

<政策目標>

- 飼料自給率:25%→34% [平成30年度→令和12年度まで]
- 畜産農家への安定的な配合飼料の供給

く事業の内容>

1. 国産飼料増産対策事業

- ① 飼料生産組織の人材確保・育成 飼料生産組織のオペレーター確保に向けた**募集活動**や、**大型特殊免許**や必要な 技術資格の取得、人材育成のための研修を支援します。
- ② 国産濃厚飼料生産の推進

子実用とうもろこし等の国内生産・利用を推進するための生産技術実証・普及等 の取組を支援します。

③ 環境対策

温室効果ガス削減資材の効果や畜産物の品質への影響等のデータ収集・分析等 の取組を推進します。

2. 飼料穀物備蓄·流通合理化事業

① 飼料穀物備蓄対策

不測の事態に備え、配合飼料製造業者等が事業継続計画(BCP)に基づき実 施する飼料穀物の備蓄や、関係者間の連携体制の強化の取組を支援します。

② 飼料流通合理化対策

飼料流通の効率化・標準化に資する実証、新たな**国産粗飼料の広域流通体制** を構築する実証の取組を支援します。

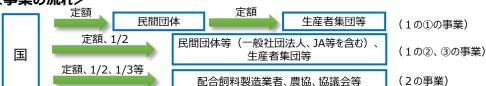
(令和5年度補正予算)

飼料自給率向上緊急対策

(所要額) 13,000百万円

耕畜連携の取組等による国産飼料の生産・利用の拡大を支援します。

<事業の流れ>



く事業イメージ>

1. 国産飼料増産対策事業

① 飼料牛産組織の人材確保・育成

人材確保

·募集 30万円以内/人

·研修 60万円以内/人

各種資格の取得 大型、大型特殊、けん引免許

20万円以内/人 •農業機械整備技能士 1万円以内/人

飼料牛産組織 の人材確保

国産濃厚飼料生産の推進



子実用とうもろこし



未利用資源



資材の効果や肉質等への影響の調査

2. 飼料穀物備蓄·流通合理化事業

- 飼料穀物の備蓄(1/3以内)
- 配合飼料製造業者等が実施する飼料穀物の備蓄の取組を支援 配合飼料の緊急運搬(1/2以内、定額)

国内の災害時等に、配合飼料供給困難地域への緊急運搬を支援 備蓄支援

関係者間の連携のための環境整備(定額) 平時における関係者の連携体制の強化の取組を支援

(定額、1/2以内) 飼料輸送の効率化実証、国産粗飼料の広域流通実証 センサーが タンク内残量 データを送信 センサー センサーやタンク蓋開閉装置等を用いた飼料の在庫・配送 管理等の効率化実証等を支援

「お問い合わせ先〕 (1の事業) 畜産局飼料課(03-6744-7192)

(2の事業)

飼料課(03-3591-6745)

緊急運搬支援

環境整備支援

雇用就農資金の弾力的な運用

<対策のポイント>

○ 令和6年能登半島地震により被災した農業者や従業員に対して、**就業の場を確保**するとともに、農業技術等を習得するための**研修の実施を支援**。

<事業の内容>

1 農業法人等が**被災農業者等を一時的に雇用して研修する場合に資金を交付**します。

[年間最大120万円、最長2年間]

<農業法人等の主な要件>

- 1 概ね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者、農業サービス事業体等)であること
- 2 被災農業者等と3ヶ月以上の雇用契約を締結すること
- 3 被災農業者等に対し営農再開後の経営発展に必要な技術、経営力等を習得させるための実践的な研修を行えること
- 4 労働保険(雇用保険、労災保険)に加入すること 農業法人は社会保険(厚生年金保険、健康保険)に加入すること

<被災農業者等に関する主な要件>

- 1 能受半島地震の発災以降に農業法人等に採用された者であること
- 2 人・農地プラン又は地域計画に位置付けられた者、位置付けられることが見込まれる者、もしくは農地中間管理機構から農地を借り受けている者、又はこれらに属する者であること
- 3 研修終了後に営農する意思を有する者であること

2 被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成します。

「年間最大120万円、最長2年間]

<派遣元法人等の主な要件>

- 1 概ね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者、農業サービス事業体等)であること
- 2 派遣する職員を研修終了後1年以内に役員又は部門責任者等に登用することを確約していること 等

<受入法人の主な要件>

- 1 次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるため実践的な研修を行えること
- 2 派遣元農業法人等と協議の上、人材育成を目的とした出向契約を結び、労働保険(雇用保険、労災保険)に加入させること

<派遣する職員に関する主な要件>

- 1 派遣元農業法人等の役員並びに正社員等(代表者は除く)又は農業者の 後継者で既に就農し経営に参画していること
- 2 原則55歳未満の者であること
- 3 研修終了後、派遣元農業法人等において、経営の中核を担う意欲を有して いること

<事業の流れ>

定額

全国農業委員会 ネットワーク機構



農業法人等

【令和6年度予算概算決定額 301,500(305,000)百万円】

く対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との** 連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大(麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで])
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大(飼料用米:70万t、米粉用米:13万t「令和12年度まで」

く事業イメージ>

く事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料 用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な 産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、 農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単 価と同額(上限:0.5万円/10a)で国が追加的に支援します。

4. 畑地化促進助成

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取 組等を支援します。

5. コメ新市場開拓等促進事業 11,000(11,000)百万円 産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等 の取組を行う農業者を支援します。※7

※7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

都道府県

<事業の流れ>

交付

玉

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ 農業再生協議会等 申請 (1~3の事業、 4・5の事業の一部)

農業再生

戦略作物助成

THE PROPERTY OF THE PROPERTY O				
対象作物	交付単価			
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}			
WCS用稲	8万円/10a			
加工用米	2万円/10a			
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a ^{※2}			

<交付対象水田>

○ 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

- ・ たん水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地 は交付対象外。
- 5年間で一度も水張り(水稲作付)が行われない 農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
- ・ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。 ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害 による収量低下が発生していない場合は、水張りを 行ったものとみなす。
- ※1: 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
- ※2:飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a(5.5~9.5万円/10a) 今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a(5.5~7.5万円/10a)とする

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

	取組内容	配分単価
	そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け (基幹作のみ)	2万円/10a
	新市場開拓用米の複数年契約※4 (3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分)	1万円/10a
ı	※3・作付転換の宝績や計画等に基づき配分	

畑地化促進助成

(令和5年度補正予算と併せて実施)

※5:対象作物は、畑作物(麦、大豆、 飼料作物(牧草等)、子実用とう

または10万円(15万円※6)/10a(一括)※6:加工・業務用野菜等の場合

- ③ 産地づくり体制構築等支援
- (4・5の事業の一部) ④ 子実用とうもろこし支援 (1万円/10a)

[お問い合わせ先] 農産局企画課(03-3597-0191)

【令和6年度予算概算決定額(所要額)248,294(258,415)百万円】

く対策のポイント>

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手(認定農業者、集落営農、認定新規就農者)に対して直接交付します(いずれも規模要件はありません。)。

<政策目標>

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

く事業の内容>

1. 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

(所要額) 199,236 (198,433) 百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、 経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

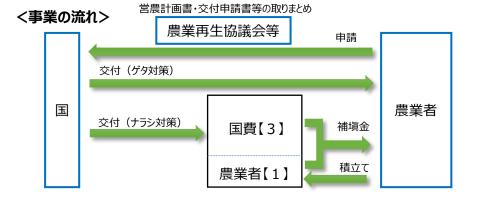
(所要額) 41,924 (52,765) 百万円

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和5年産収入額の合計が、 過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策 加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補塡します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

7,134(7,217)百万円

農業再生協議会が行う**水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定** 対策等の運営に必要な経費を助成します。



く事業イメージ>

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

[交付単価] (令和5年産~7年産まで適用)数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

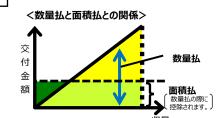
++ <i>f</i> 3/ <i>h</i> =#/m	平均交	で付単価	
対象作物	課税事業者向け	免税事業者向け	
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg	
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg	
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg	
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg	
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg	

4 1 67 1 1 1 lm	平均交付単価		
対象作物	課税事業者向け	免税事業者向け	
てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t	
でん粉原料用 ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t	
そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg	
なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg	

「面積払」当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a(そばについては、1.3万円/10a)





米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)



[お問い合わせ先] 農産局穀物課経営安定対策室(03-3502-5601)

【令和6年度予算概算決定額 14,993(16,032)百万円】

く対策のポイント>

産地の持続的な生産力強化等に向けて、**農業者、農業法人、民間団体等が行う生産性向上や販売力強化等に向けた取組**を支援するとともに、**地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組**を、関連事業における優先採択と併せて**総合的に支援**します。

<政策目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量(直接取引分)の拡大(98万t [平成29年] →145万t [令和12年まで])
- 畜産物の生産量の増加(生乳生産量728万t [平成30年度] →780万t [令和12年度まで] 、 牛肉生産量 33万t [平成30年度] → 40万t [令和12年度まで])

筡

く事業の全体像>

- 農産・畜産を問わず、現場の課題が迅速に解決されるよう、**生産強化対策等を1つの事業に大括り化し、総合的に支援**します。
- 「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進」等、関連する事業メニューにおいて、「環境負荷低減事業活動実施計画」、「輸出事業計画」等を策定した場合については、優先的に事業を実施することができます。

<主な支援メニュー>

米・麦・大豆 野菜・果樹・花き 養蜂 茶・薬用作物 畜産 等 · 戦略作物生産拡大支援

- ・ 時代を拓く園芸産地づくり支援
- · 果樹農業生産力増強総合対策
- ・ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進
- 養蜂等振興強化推進
- · 茶·薬用作物等地域特産作物体制強化促進
- · 環境負荷軽減型持続的生産支援
- · 畜産経営体生産性向上対策

等

農作業安全 GAP

等

- · 農作業安全総合対策推進
- · GAP拡大推進加速化

等

農業者等向け事業

○ 品目ごとに政策需要に対応した支援メニューを設けるとともに、重点的に取り組むべき課題の解決を後押しします。

[品目]

- ・米・麦・大豆
- ・ 野菜・果樹・花き
- · 養蜂
- · 茶·薬用作物
- ・畜産

等

都道府県向け事業

○ 都道府県のイニシアチブの 下で行う取組を支援します。

[メニュー]

- · 国際水準GAP普及推進
- · 畜産GAP拡大推進

[お問い合わせ先] (事業全体について) 農産局総務課生産推進室(03-3502-5945)

【令和6年度予算概算決定額 12,052(12,052)百万円】

く対策のポイント>

食料生産・供給の不安定化や労働力不足等、生産構造の急速な変化に対応するための先駆的モデルや農業支援サービス事業体の育成等を支援します。 また、産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。

<事業目標>

- 加丁·業務用野菜の出荷量(直接取引分)の拡大(98万t「平成29年〕→145万t「令和12年まで))
- 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる制売市場数(55市場「令和6年度まで))
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 [2050年まで]

く事業の内容>

1. 食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた先駆的モデル等の育成

① 先駆的モデル支援タイプ

食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた新しい農業のモデルを創出していくため、安定 **的な生産・供給等を実現**しようとする**先駆的モデルの育成**を支援します。

- ② 農業支援サービス事業支援タイプ
 - 農業支援サービス事業の提供に必要な農業用機械の導入を支援します。
- 2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化(産地基幹施設等支援タイプ)
- ① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯 蔵施設や冷凍野菜の加丁・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産 地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な**産地基幹施設等の再編等**を支援します。

② 重点政策の推進

交付(定額)

みどりの食料システム戦略、スマート農業、産地における戦略的な人材育成といった重点政 策の推進に必要な施設の整備等を支援します。

3. 食品流通の合理化(卸売市場等支援タイプ)

品質・衛生管理の強化等を図る**卸売市場施設**、産地・消費地での共同配送等に必要な ストックポイント等の整備を支援します。

市町村

1/2以内等

<事業の流れ> 定額、1/2以内 1/2以内等 1/2以内等

都道府県

[お問い合わせ先]

農業者等

(11)、2の事業)

(12の事業)

(2、3の事業) (3の事業)

農産局総務課牛産推進室

農産局技術普及課 新事業,食品產業部食品流通課

(03-3502-5945)(03-6744-2221)

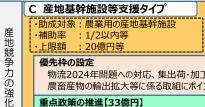
(03-6744-2059)

く事業イメージン

【国直接採択】



【都道府県向け交付金】



物流2024年問題への対応、集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、中山間地域の競争力強化

農畜産物の輸出拡大等に係る取組にポイントを加算することにより、積極的に支援

重点政策の推進【33億円】

2.①のメニューとは別枠で、みどりの食料システム戦略、スマート農業技術の導入、産地における 戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設を着実に整備

D 卸売市場等支援タイプ

·助成対象: 卸売市場施設 共同物流拠点施設 ·補助率 : 4/10以内等 ·上限額 : 20億円





【令和5年度補正予算額 31,000百万円】

く対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換**等に対して総合的に支援します。また、輸出事 業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作 物等の先導的な取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支 援します。

〈事業目標〉

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大(農林水産物・食品の輸出額:2兆円「2025年まで」、5兆円「2030年まで」)
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加(10%以上「事業実施年度の翌々年度まで」)
- 産地における牛産資源(ハウス・園地等)の維持・継承

く事業の内容>

1. 新市場獲得対策

① 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化 新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施 設等の整備、**拠点事業者と連携する**産地が行う生産・出荷体制の整備**等を支援します。

② 園芸作物等の先導的取組支援

園芸作物等について、需要の変化に対応した新品目·品種、新樹形の導入や栽培方法 の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援します。

③ 国産シェア拡大対策

国産麦・大豆の増産や安定供給に必要な農業機械の導入や集出荷貯蔵施設等の整備、 国産加工・業務用野菜等のサプライチェーンの強靱化に向けた農業機械・技術等の導入、 流通加工施設の整備、需要拡大に資する全国的な取組等を支援します。

2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集 出荷施設の整備等を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、燃油依存の経 **営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入**等を支援します。

3. 生産基盤強化対策

① 生産基盤の強化・継承

農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改 **修、継承ニーズのマッチング**等を支援します。

(1①の事業

② 全国的な土づくりの展開

全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組を支援します。

1③の事業の一部)

<事業の流れ> 民間団体等 定額、1/2以内等 (都道府県、市町村を含む) 玉 基金管理団体

定額、1/2以内等 都道府県

農業者等 (農業者の組織する団体を含む)

農業者等

(12の事業)

(13の事業の一部

く事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上







生産基盤 継承ハウス、園地の の強化 再整備·改修



堆肥等を活用 した土づくり

「お問い合わせ先」

(12の事業)

(3②の事業)

(1①、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)

(123、31の事業)

園芸作物課 果樹・茶グループ

(03-6744-2113)(03-6744-2117)

(13の事業)

穀物課 農業環境対策課

(03-3502-5959)(03-3593-6495)

(農業者の組織する団体を含む)

2、3の事業)

【令和6年度予算概算決定額 1,359(799)百万円】

<対策のポイント>

高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、**農業者等による話合いを踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援**します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加(8割)

く事業の内容>

1. 市町村推進事業

地域計画の策定に向けた市町村の以下の取組を支援します。

- ① 協議の実施・取りまとめ 話合いをコーディネートする専門家の活用、協議内容の取りまとめ等
- ② 地域計画案の取りまとめ 協議の結果を踏まえた地域計画案の作成、関係者への説明等
- ③ **地域計画の公告・周知** 関係者、地域住民への周知等

2. 農業委員会推進事業

地域計画の策定における農業委員会による**目標地図の素案**の作成の取組を 支援します。

3. 都道府県推進事業

地域計画の普及・推進に向けた都道府県の以下の取組を支援します。

- ① 市町村等への説明会や研修会の開催等
- ② 市町村等の取組への助言・指導

<事業の流れ>



く事業イメージ>

協議の実施・取りまとめ

農業者、市町村、農業委員会、 農地バンク、JA、土地改良区など 幅広い関係者が参加し、取りまとめ





目標地図素案の作成

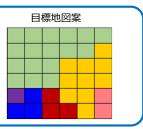
農業委員会は、現況地図を基に 受け手ごとに集約化に向けた調整 をできる限り実施



地域計画案の取りまとめ

市町村は、農業委員会から提出 のあった目標地図の素案を踏まえ、 地域計画の案の作成





地域計画の公告・周知

「お問い合わせ先」経営局経営政策課(03-6744-1760)

【令和6年度予算概算決定額 8,389(9,070)百万円の内数】 (令和5年度補正予算額 525百万円の内数)

最適土地利用総合対策

く対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗 放的な土地利用等を総合的に支援します。

農用地保全の

た

め

の多様な取組を総合的

く事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数(100地区「令和8年度まで」)

く事業の内容>

1. 最適土地利用総合対策【①、③、④は令和5年度補正予算含む】

地域ぐるみの話合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地 等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必 要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的 な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のため の基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等 推進員の措置

【事業期間:上限5年間、交付率(上限): <ソフト> 定額(1,000万円/ 年、粗放的利用支援(※) 1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進 員 250万円/年)、<ハード> 5.5/10 等】

※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業【令和5年度補正予算】

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保 全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。 【事業期間:上限1年間、交付率:定額】

<事業の流れ>

玉

定額、5.5/10等 都道府県、市町村、地域協議会等 都道府県 (1の事業)

> 民間団体 (2の事業)

く事業イメージン

地域ぐるみの話合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等 Step 1 を区分し、実証的な取組を実施









【地域ぐるみでの話合い】

【土地利用構想の概定】

【農用地保全の実証的な取組】

Step 2 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施











【十地利用構想図の策定】





【鳥獣緩衝帯】

【蜜源作物の作付け】

【計画的な植林】

【省力化機械の導入】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課(03-6744-2665)

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び農業委員会による農地利用の最適化の推進のうち

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進

【令和6年度予算概算決定額 4,613 (4,891)百万円】 (令和5年度補正予算額 3,000百万円)

<対策のポイント>

農地中間管理機構(農地バンク)を活用した農地の集約化等を加速するために、**目標地図の実現**に向けて地域内外から受け手を幅広く確保し、農地バンクを経由する農作業受委託を含め、**貸借を強力に推進する取組**を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加(8割)

く事業の内容>

1. 農地中間管理機構事業

4,013(4,291)百万円

農地バンクの事業(農地賃料、保全管理費等)及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員等による事業推進に係る経費を支援します。また、遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備を行う取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する利子助成を行います。

2. 機構集積協力金交付事業

600(600)百万円 【令和5年度補正予算】3,000百万円

地域のまとまった農地(地域計画において受け手が位置付けられていない農地も含む。)の農地バンクへの貸借・農作業受委託により、農地の集積・集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付します。

<事業の流れ>



補助 (定額等) 満 農地バンク (1の事業の一部) (定額) 県 市町村 地域

民間団体、全国農地保有合理化協会

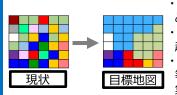
(1の事業の一部)

(2の事業)

く事業イメージ>

農地バンクによる農地の集積・集約化(イメージ)

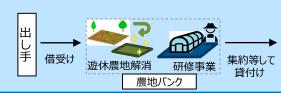
地域計画(目標地図)に基づく農地の集積・集約化



- ・ 市町村が、10年後の目指すべき農地利用の姿を目標地図 として明確化
- ・ 農地バンクの農地相談員による地域外の受け手候補の掘り 起ごし等を実施
- ・ 農地バンクが、目標地図の実現に向けて、農用地利用集積 等促進計画を定め、目標地図に位置付けられた者に農地の 集約化等を実施
- ・ 農地バンクが設定する目標等を踏まえ活動を支援

〈 中間保有の強化 〉

- 農地バンク自らが遊休農地を 解消し、積極的な借受・転貸を 行う取組を支援
- 農地バンクが新規就農者向けに 農地を積極的に活用する取組を 支援



〈農地集積・集約化の加速〉

- O 地域計画(目標地図)に基づき、
- ① 農地バンクへまとまった農地を貸付け・農作業委託する地域を支援 【1.3万円~3.4万円/10a】(地域集積協力金)
- ② 農地バンクからの転貸・農作業受託を通じた集約化の取組を支援 【1.0万円~3.0万円/10a】(集約化奨励金)
 - ※ 受け手が位置付けられていない農地の場合、交付単価は0.5万円~1.5万円/10a

[お問い合わせ先] 経営局農地政策課(03-3591-1389)

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び 農業委員会による農地利用の最適化の推進のうち 農業委員会による農地利用の最適化の推進

【令和6年度予算概算決定額 12,597 (13,146) 百万円 地域計画策定推進緊急対策事業 1,359 (799) 百万円の内数】 (令和5年度補正予算額 143百万円)

く事業イメージ>

く対策のポイント>

<u>55</u> 農業委員・農地利用最適化推進委員による、地域が目指すべき農地の将来像である目標地図の素案作成を含む、農地利用の最適化のための活動等 に必要な経費を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加(8割)

く事業の内容>

1. 農業委員会交付金

農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手 当に必要な基礎的経費を交付します。

2. 機構集積支援事業

2,748(2,757)百万円

【令和5年度補正予算:農業委員会サポートシステム改修事業】143百万円 遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農 地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援

します。 3. 農地利用最適化交付金 4,560 (5,100) 百万円 農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要 する経費を支援します。

4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 都道府県農業委員会ネットワーク機構(都道府県農業会議)が行う農地法に

規定された業務に要する経費を支援します。 5. 農地調整費交付金

47 (47) 百万円

農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

(関連事業)

(定額等)

地域計画策定推進緊急対策事業 1,359 (799) 百万円の内数

地域計画の策定における**目標地図の素案作成**の取組等を支援します。



(定額等) 都道府県農業委員会 補助 ネットワーク機構

(2の事業の一部、 4の事業)

「お問い合わせ先]

農業委員会

【T農業委員会の活動事例】

□○ 農地法等に基づく業務 (農地の権利移動に係る許可等)

※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート

農地利用の最適化のための活動(農地集積・集約化、遊休農地解消等)

有無、農地一筆ごとの状況及び今後の利用意向等について意向調査を実施。 ・調査結果を地図化の上、地域の話合いで関係者に共有し、農地バンクも活用

したマッチングにつなげている。(担い手への集積率:63.9%(令和4年度)

反映

・農業委員会が、管内の全ての農地所有者を対象に今後の経営意向や後継者の

管内の農業委員会の目標地図の素案作成等の業務を巡回サポートする取組を支援

最適化活動に係る経費を支援 都道府県農業会議の体制を強化し、

農業委員会による目標地図の素案作成の推進(イメージ)



3目標地図の

素案作成

推進委員等が行う目標地図の 素案作成に係る経費を支援

(1、3、4の事業) 経営局農地政策課(03-3591-1389) (2の事業) 農地政策課(03-6744-2152)

(5の事業)

農地政策課(03-6744-2153)

全国農業委員会ネットワーク機構

(2の事業の一部)

①現状地図 の作成

523 (523) 百万円

4,718(4,718)百万円

【令和6年度予算概算決定額 45(30)百万円】

く対策のポイント>

農業現場の課題に対応しつつ、多様な経営体に対し専門的に経営・技術等をサポートする**農業支援サービス事業体の新規参入**、既存事業者による**新たなサービス事業の育成・普及を加速化**するため、**新規事業の立上げ当初のビジネス確立**のための取組を支援します。

〈事業目標〉

農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用「令和7年まで]

く事業の内容>

農業支援サービスの育成支援

新規事業立上げ当初の**ニーズ確保や人材育成**に要する以下の取組について支援します。(上限1,500万円)

- ① ビジネス確立のためのニーズ調査やサービス提供の試行・改良
- ② デモ実演等に必要な機械・システムの改修やデータ収集
- ③ サービスの提供に必要な専門人材の育成(研修費等) 等
- ※農業現場が直面する課題の解決に資する以下の取組を優先的に採択します。
- ア スマート農業技術導入に対応するための生産方式の変革を行う取組
- イ 産地の労働集約型作物のニーズに対応した取組
- ウ 輸出の拡大等に向けた低コスト生産の取組
- エ 環境負荷低減と生産性向上の両立に資する取組

(関連事業)

強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ 12,052 (12,052) 百万円の内数

農業支援サービス事業の新規事業立上げに必要な、農薬散布用のドローン等 農業用機械のリース導入・取得を支援します。

<事業の流れ>

定額

民間事業者

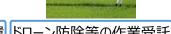
く事業イメージン

・ 農業現場の厳しい人手不足 (特にピーク時の臨時雇用)

|課 |・収量・品質の低下 |題 |・スマート農機導入コスト



農業支援サービス事業体の育成支援



作業期に応じた人材派遣 ドローン防除等の作業受託 データ分析/農機のシェアリング

【農業支援サービス事業体の育成・普及上の課題例】

- 繁閑があるため、同一産地・品目では<u>通年でのニーズ確保</u>が困難。また、複数産地・品目に対応する場合は**高度な人材の育成**が必要
- 一つの作業失敗が収量・品質に大きな影響を及ぼすため、<u>農家との信頼関係の構築</u>に時間や労力を要する
- 園芸作物などの労働集約型作物に求められる定植や摘果作業に対しサービスを提供できる事業体が限られている

本対策で、

- ・ニーズ調査や人材育成
- ・デモ実演に必要な機械・システムの改修

など**を支援**

<u>57</u> 『予算概算決定額 62.351(62.291)百万円)

【令和6年度予算概算決定額 62,351(62,291)百万円】 (令和5年度補正予算額 26,800百万円)

く対策のポイント>

豪雨や地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、流木対策や機能強化対策の充実など、多様化する災害に対応した治山対策を図るとともに、流域治水との連携拡大や生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)等の強化により、国土強靱化に向けた取組を推進します。

〈事業目標〉

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加

く事業の内容>

1. 多様化する災害に対応した治山対策の推進

- ① 流木災害の頻発・多様化を踏まえ、各事業で実施可能な流木対策メニューを 充実し対応力を強化することにより、被害の防止・軽減を図ります。
- ② レーザ計測等を活用した調査と工事を一体的に行う山地災害重点地域総合対策 事業において、山地災害危険地区の点検も可能にし、効率的な対策を推進します。
- ③ 災害の広域化や復旧期間の長期化等を踏まえ、**災害復旧事業に引き続き実施する事業の実施期間の設定条件を見直し**ます。

このほか、農山漁村地域整備交付金において、

- ④ 局地的な大雪の発生や被害が懸念される中、**林地荒廃防止事業の対象地域に** 特別豪雪地帯を追加し、積雪地域の治山対策を強化します。
- ⑤ 学校や病院等の公共施設を保全する治山施設の機能強化対策を強化します。

2. 生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)等の強化

- ① 流域保全総合治山事業において、流域治水との連携拡大に資する2級水系に対応した要件や森林の循環利用に資する木材利用を必須とする要件を追加します。
- ② 海岸防災林の機能の適切な発現・強化のため、防災林造成事業において、 **生育基盤盛土の整備が対象であることを明確化**します。
- ※ このほか、治山事業におけるICT化を推進するとともに事業実施主体の事務負担を 軽減するため、**ICT施工の導入に伴う設計書の変更協議を簡素化**します。

<事業の流れ>



都道府県

※ 国有林や民有林のうち大規模な山腹崩壊地等においては、直轄で実施

く事業イメージン

○多様化する災害に対応した治山対策の推進







頻発・多様化する流木災害

機能強化対策の強化

積雪地域の治山対策の強化

○生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)等の強化





2級水系への流域治水の連携拡大とEco-DRRの強化

「お問い合わせ先」林野庁治山課(03-6744-2308)

森林整備事業<公共>

【令和6年度予算概算決定額 125,370(125,249)百万円】 (令和5年度補正予算額 47,701百万円)

58

く対策のポイント>

花粉発生源対策としてスギ人工林の伐採・植替え等を推進するとともに、森林吸収源の機能強化・国土強靱化に向けて、**間伐、主伐後の再造林、幹線と** なる林道の開設・改良等を着実に推進します。

く事業目標>

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施(45万ha「令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均」)
- スギ花粉の発生量の削減(令和2年度比 約2割削減 [令和15年度まで]、5割削減 [令和35年度まで])

く事業の内容>

1. 間伐や再造林、路網整備等

- ① 花粉発生源対策としてスギ人工林の伐採・植替え等を推進するととも に、**間伐や再造林等の省力化・低コスト化を進**めます。
- ② **林業適地**等における**林道の開設・改良等を支援**します。
- 林道整備と併せて行う幅員が狭い農道の一体的な改良を支援します。

2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

- ① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、重要インフラ 施設周辺の森林等について、公的主体による復旧・整備を推進します。
- ② 防災上重要な幹線林道の開設・改良や林道施設の老朽化対策を支 援し、林道の強靱化を推進します。

<事業の流れ>

玉

1/2、3/10等



都道府県、市町村、森林所有者等

(1の事業、2の事業の一部)

(2の事業の一部)

国立研究開発法人森林研究•整備機構

※ 国有林においては、直轄で実施

く事業イメージ>

間伐や再造林、路網整備等

<林業適地等における対応> 低コスト造林による 再造林面積の確保



路網整備の推進に より再造林等を後押し





●花粉発生源対策

スギ人工林において伐採・植替えの一貫作業等を支援



林道整備と併せて行う農道改良

大型トラック等が通行できない林道手前の農道を、林道 整備と併せて改良





豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

重要インフラ施設周辺の森林や奥地水源林等に ついて、公的主体による復旧・整備を推進



防災上重要な幹線林道の開設・改良等による林道 の強靱化



「お問い合わせ先〕林野庁整備課(03-6744-2303)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

林業·木材産業循環成長対策

【令和6年度予算概算決定額 6,410(7,132)百万円】

(令和5年度補正予算額(林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 12,586百万円) (令和5年度補正予算額(花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 6,000百万円の内数)

<対策のポイント>

59

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、エリートツリー等の苗木の安定供給とともに、木材加工流通施設、特用林産振興施設の整備等の川上から川下までの取組を総合的に支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加(35百万m³「令和4年]→42百万m³「令和12年まで])

く事業の内容>

く事業イメージ>

1. 林業·木材産業生産基盤強化対策

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐のほか、木材加工流通施設、特用林産振興施設、木質バイオマス利用促進施設、木造公共建築物の整備や、森林境界の明確化等を支援します。

2. 再造林低コスト化促進対策

再造林に係る低コスト化を進めるため、**低密度植栽等の低コスト造林、エリートツ** リー等の原種増産技術の開発やコンテナ苗の増産に向けた施設整備等を支援します。さらに、再造林に向けた川上から川下まで一体となった取組を支援します。

(関連事業)

(R5年度補正予算)燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

2,000百万円

燃油・資材の価格高騰に対応するため、きのこの生産施設の省エネ化や生産 資材導入を支援するとともに、木質バイオマスの収集・運搬、木質燃料の製造・熱 利用に向けた取組等を支援します。

<事業の流れ>

定額

玉

定額 (1/2、1/3以内等) 等 定額 (1/2、1/3以内等) 等

都道府県

1/2(1/3%)14/

林業経営体等

(1の事業、2の事業の一部)

民間団体等

(市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構を含む)

(2の事業の一部)

※ 国有林においては、直轄で実施

林業・木材産業生産基盤強化対策

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、間伐材生産、森林整備地域活動支援対策、 林業の多様な担い手の育成、

山村地域の防災・減災対策、森林資源保全対策(ナラ枯れ被害対策支援を強化)

再造林低コスト化促進対策

低コスト再造林対策、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、優良種苗生産推進対策

事業構想(都道府県が作成する5年間の取組方針)

川 上:森林組合、素材生産事業者、自伐林家等

林業・木材産業の生産基盤強化に向けた

★ 小物産業の主産金融強制に同じ 川上から川下までの総合的な取組

Ⅲ 中:製材事業者、合板事業者等

林業·木材産業生産基盤強化対策

(地域材利用量の増加に係る費用

対効果を高めつつ、乾燥能力や原木、

製品のストック機能の支援を強化)

木材加工流通施設等の整備



川 下・木材雲要者

林業·木材産業生産基盤強化対策

木質バイオマス利用促進施設の整備(枝葉や短尺材の利用など木質バイオマスの安定供給に係る取組への支援を強化)、特用林産振興施設等の整備(廃菌床の再利用等の取組や新規参入者への支援を強化)、木造公共建築物等の整備

[お問い合わせ先] 林野庁計画課(03-6744-2082)

漁業地域復旧·復興対策緊急調査事業(公共)

く対策のポイント>

水産基盤の復旧・復興事業の迅速かつ実効的な実施に向け、被害実態の緊急調査、地盤隆起等を考慮した復旧・復興対策の立 案、漁港施設・海岸保全施設等設計条件見直しを実施

く事業の内容>

水産基盤の復旧・復興事業の迅速かつ実効的な実施に向けて、復 旧・復興事業に先立って、地盤隆起等により甚大な被害が確認されて いる能登半島北部沿岸を中心に、以下の内容を実施

- ① 漁港及び漁場における水中の堆積物や海底洗堀等の実態把握
- ② 漁港・漁村の陸上エリアの地形変化、液状化及び津波溯上等の 実態把握
- ③ 被災地震動・地盤隆起・津波高等を考慮した水産基盤の復旧・ 復興対策、災害復旧事業との連携方策等の立案
- ④ 漁港施設・海岸保全施設等の設計条件の見直し

<事業の流れ>



民間団体等

<漁業地域の被災状況>

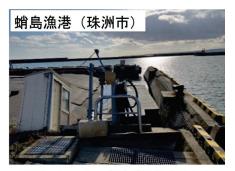
地盤隆起による被害





地震に伴い、2~4m程度地盤が降起。 このため、防波堤の基礎がむき出しになり、 泊地が干上がっている状況

地震による被害



地震によって、岸壁が傾斜するとと もに、岸壁敷が陥没。漁船の利用 は一部施設に限られる。

津波による被害

鵜飼漁港(珠洲市)



津波によって、漁港施設、漁船及び 背後集落等が被災

「お問い合わせ先〕水産庁計画課(03-3502-8491)

【令和5年度予算概算決定額 72,906 (72,669)百万円】 (令和5年度補正予算額 30,000百万円)

<対策のポイント>

国民に安心で高品質な水産物を安定的に供給し、輸出の拡大等による水産業の成長産業化を実現していくため、**拠点漁港の流通機能強化と養殖拠点の整備を推進**します。併せて、持続可能な漁業生産を確保するため、**環境変化に対応した漁場整備や藻場・干潟の保全・創造、漁港施設の強靱化・長寿命化対策**を推進します。さらに、漁村の活性化や漁港利用促進のため、**既存漁港施設の改良・除却**や生活・就労環境改善対策等を推進します。

<事業目標>

- 水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を増加(70% [令和8年度まで])
- 流通・防災の拠点となる漁港等のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を増加(60%[令和8年度まで])

く事業の内容>

1. 水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策

- ① 水産物の流通機能強化に向け、**拠点漁港等を中心とした機能再編・集約**や **漁船大型化への対応、衛生管理対策**を推進します。
- ② 養殖生産拠点の形成に向け、**消波堤整備等による養殖適地の創出や効率的 な出荷体制の構築**等に対応した一体的な施設整備を推進します。

2. 持続可能な漁業生産を確保するための漁場生産力の強化対策、漁港施設の 強靱化・長寿命化対策

- ① 水産資源の回復を図るため、資源管理と連携し、**海洋環境の変化に対応した** 漁場整備を推進するほか、グリーン社会の実現に資する藻場・干潟の保全・整備 を推進します。
- ② 大規模地震・津波や頻発化・激甚化する台風・低気圧災害等に対応するため、 防波堤・岸壁等の漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、長寿命化対策を推進します。

3. 漁村の活性化と漁港利用促進のための環境整備

- ① 地域の漁業実態に合わせた漁港機能の再編を推進するため、漁港の有効活用促進に向けた既存漁港施設の改良・除却を推進します。
- ② **漁村**における漁業集落排水施設等の**生活環境改善対策**や**漁港**における浮桟 橋等の**就労環境改善対策**等を推進します。

<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施 (国費率2/3等)

く事業イメージン

水産業の成長産業化に向けた拠点整備



大規模養殖の展開を可能に する静穏水域の創出



漁村活性化と漁港利用促進

陸揚げの軽労化に資する 浮体式係船岸の整備

持続可能な漁業生産の確保対策



流通機能強化、衛生管理に対応した荷さばき所の整備

災害発生時の物資輸送拠点となる 耐震強化岸壁の整備



漁港施設の長寿命化対策



幼稚仔魚の生育の場となる藻場の整備

[お問い合わせ先] 水産庁計画課(03-3502-8491)

○水産業共同利用施設緊急復旧整備事業

<対策のポイント>

水産業の早期再開に必要不可欠な、漁業協同組合等の水産業共同利用施設や機器(荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設、製氷施設、養殖施設等)の整備を支援します。

く政策目標>

被災地の水産業の早期再開

く事業の内容>

1. 被災施設整備対策事業

〇令和6年能登半島地震において、最大震度7の地震及び津波が発生。 漁業協同組合等の所有する水産業共同利用施設等では、

冷凍冷蔵施設・製氷貯氷庫・選別機・倉庫・燃油施設の損壊、 荷捌き所の隆起・陥没等が発生し、水産業の実施が困難な状況。

○水産業の早期再開を図るため、漁業協同組合等の水産業共同利用施設 や機器(荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設、製氷施設、養殖施 設等)を整備する場合、整備費の一部を助成。

く事業イメージ>

(補助対象施設の例)









荷さばき施設

加工施設

冷凍冷蔵施設

給油施設









養殖施設

種苗生産施設

フォークリフト

選別機

<事業の流れ>

交付

1/2、4/10、1/3等









事業実施主体

※事業実施主体は、漁業協同組合、水産加工業協同組合、都道府県、市町村等

[お問い合わせ先] 水産庁防災漁村課(03-6744-2391)

水産庁加工流通課(03-6744-2350) 水産庁栽培養殖課(03-6744-2383)

<対策のポイント>

令和6年1月に発生した能登半島地震及びそれに伴う地盤隆起により、海底地形の急激な変動に伴い漁場の環境が悪化しているとともに、多数の漁港で防波堤、岸壁、臨港道路の損傷等の被害が生じ、多くの漁業者が出漁できず休漁を余儀なくされている等、漁業活動が困難になっています。 このため、漁業者等が行う漁場の状況を把握するための調査、漂流・堆積物の除去、漁場環境の復旧対策の活動等を支援し、緊急的に漁場の機能や漁場生産力の再生・回復を図ります。

く事業の内容>

く事業イメージ>

令和6年能登半島地震により低下した漁場の機能や生産力の再生・回復を図るため、漁業者等が行う漁場の状況を把握するための調査、漂流・堆積物の除去、漁場環境の改善の取組等を支援します。

○漁場等機能回復対策事業

大規模地震による漁港等の被害によって出漁や陸揚げができず休漁を余儀なくされている漁業者等が行う海底地形や藻場等の環境変化に係る状況把握等調査、 漂流・堆積物の除去、緊急的に実施する悪化した漁場環境の復旧・回復に資する 活動等を支援します。

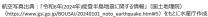
漁場等機能回復対策事業

漁業者等が行う漁場環境の変化に係る調査や漂流・堆積物の除去



↓ 地盤隆起







<事業の流れ>

□ 定額 定額 上地域協議会(漁協等)等 **□ 活動組織**

[お問い合わせ先] 水産庁計画課(03-3501-3082) 栽培養殖課(03-3502-8489)

<対策のポイント>

令和6年能登半島地震により被災した漁業者のために漁業協同組合等が行う共同利用に供する漁船の建造、中古船及び漁具・漁労設備の導入を支援 します。

<政策目標>

我が国水産業において重要な位置を占める被災地の水産業の早期復興

く事業の内容>

共同利用漁船等復旧支援対策事業

省エネ、牛産性向上、資源管理等を目的とした共同計画に基づき漁業協同 組合等が行う**漁船の建造、中古船及び漁具・漁労設備の導入に対して支援** します。

<事業の流れ>





都道府県

2/3以上

漁業協同組合等

く事業イメージ>



○養殖生産体制復旧対策

漁業構造改革総合対策事業のうち 先端的養殖モデル等への重点支援事業 【令和5年度予算概算決定額 1,278(2,005)百万円の内数】 (令和5年度補正予算額 7,000百万円の内数)

く対策のポイント>

国が策定する養殖業成長産業化総合戦略やみどりの食料システム戦略を着実に実行し、国内外の需要を見据えた**養殖業の成長産業化**を実現するため、 大規模沖合養殖システムの導入等による収益性向上のための実証等の取組を支援します。

また、令和6年能登半島地震で被災した養殖業者が行う養殖生産用の資機材等の導入を支援します。

〈事業目標〉

戦略的養殖品目の生産量の増加(409千t「平成30年度]→620千t「令和12年度まで」)

く事業の内容>

1. 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業

養殖生産から流通に至る生産・販売体制を見直し、地域の養殖業の**収益性の** 向上を図る改革計画の策定等を支援します。

2. 漁業構造改革推進事業(養殖業成長産業化枠)

- (1) もうかる漁業の仕組みを活用して、**大規模沖合養殖システムの導入等による** 収益性向上の実証の取組を支援します。
- (2) 認定された養殖業改善計画に基づくマーケットイン型養殖業等の実証に必要な資材・機材の導入費を養殖経営体・グループに支援するとともに、養殖業成長産業化総合戦略に基づき、マーケットイン型養殖業の実現に貢献する分野の開発・実証にかかる取組や、異業種分野との連携により収益性・生産性の高い養殖ビジネスの創出やビジネスモデルの実証等を支援します。

また、令和6年能登半島地震で被災した養殖業者が行う養殖業再建計画に基づくマーケットイン型養殖業等に必要な資機材等の導入を支援します。

<事業の流れ>

定額

定額・1/2以内等



特定非営利活動法人 水産業·漁村活性化推進機構



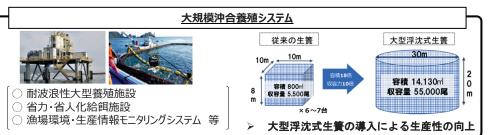
民間団体等 (都道府県、市町村を含む)

く事業イメージ>

先端的養殖モデル地域における収益性向上の実証事業

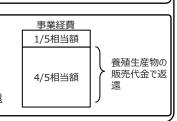
改革計画の策定

- 養殖業者や漁業協同組合、流通・加工業者、養殖用餌製造業者、行政等が一体となって地域の養殖業の 改革計画を策定
- 改革計画は戦略的養殖成長産業化計画の重点化分野を優先的に採択



もうかる漁業創設支援事業の実施

- 漁業協同組合等が改革計画に基づく収益性向上等の実証事業を実施 (支援内容)
- 実証事業に必要な事業費(償却費、人件費、餌代、種苗代等 養殖生産に必要な経費)を全額支援
- 事業費のうち4/5相当額は事業終了後、養殖生産物の販売代金で返還



マーケットイン型養殖業等実証事業

グループ等を養殖経営体

養殖業改善計画の作成

養殖業再建計画の作成



必要な資材・機材 の導入等



マーケットイン型 経営体の実現

○加工原料等の安定確保取組支援

特定水産物供給平準化事業(原材料転換対策)

【令和5年度補正予算額 1,000百万円】

<対策のポイント>

原材料を転換する水産加工業者の取組を推進するために、漁業者団体等が水産物を**買取・冷凍保管・販売(=調整保管)する際の買取資金(利子助成)、保管料、運搬料**等を支援することにより、将来にわたり国民への水産物の安定供給を図ります。 また、能登半島地震により、地場産の加工原材料の調達が困難となった水産加工業者を支援します。

<事業目標>

①輸入原材料(生鮮・冷蔵・冷凍)の約5割を国産原材料に転換 ②能登半島地震の影響を受けた水産加工業者の加工原材料の調達難の解消

く事業の内容>

1. 買取資金等の助成

原材料を転換する水産加工業者の取組を推進するために、水産物を、**漁業者団体等*が買い取り、保管する**ために**必要な資金を金融機関から借り入れる**場合に、 **金利相当分に対して助成(無利子化)**します。

※ 漁業者団体等:全漁連、全水加工連、県レベルの団体等

2. 調整保管に係る経費助成

原材料を転換する水産加工業者等に、保管している水産物を**販売するまでの期間の調整保管に要する保管料、入出庫料、加工料、運搬料**を助成します。

<事業の流れ>

1.2について



(公財) 水産物安定 供給推進機構



漁業者団体等

く事業イメージン 原材料を転換する水産加工業者 (公財) 水産物安 玉 補助金 定供給推進機構 ⑥保管料等及び 買取資金等借入 利子助成 ④売却 事業実施者 ⑤借入金 調整保管水産物 民 返済 冷凍倉庫 漁業者団体 間 金 融 全漁連 11 11 11 3保管料等 全水加丁連 ①買取資金 支払 県レベルの 等借入 団体等 調整保管水産物 ②水産物買取

「お問い合わせ先」 水産庁加丁流通課(03-6744-2350)

【令和6年度予算概算決定額(所要額)163,953(163,953)百万円】

く対策のポイント>

肉用牛繁殖・肥育の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

(TPP11協定等の発効を踏まえて、肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)については補塡率の引上げを実施し、肉用子牛生産者補給金制度については保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直しました。(平成30年12月))

<政策目標>

牛肉の生産量の増加(33万t「平成30年度]→40万t「令和12年度まで」)

く事業の内容>

1. 肉用牛繁殖経営安定のための支援 (所要額) 66,227 (66,227) 百万円

①肉用子牛生産者補給金

肉用子牛の**全国平均価格が保証基準価格を下回った**場合、**生産者補給金**を交付します。

②優良和子牛生産推進緊急支援事業

市場で取引される和子牛のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合、 飼養管理向上のための取組を実施する生産者に、発動基準に応じた奨励金を 交付します。

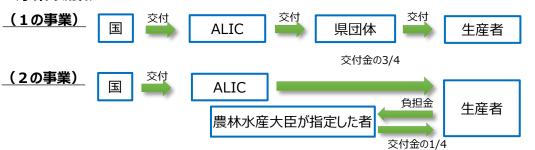
2. 肉用肥育経営安定のための支援

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)

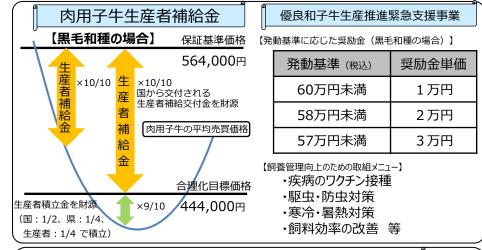
(所要額) 97,726 (97,726) 百万円

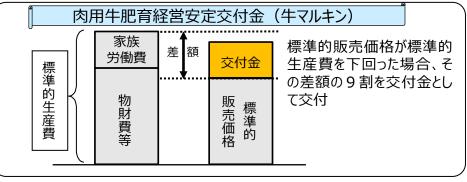
標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として 交付します(交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立てによる積立金から支出します。)。

<事業の流れ>



く事業イメージ>





[お問い合わせ先] (1の事業) 畜産局食肉鶏卵課(03-3502-5989)

(2の事業) 企画課

(03-3502-5979)

養豚及び採卵養鶏の経営安定対策

【令和6年度予算概算決定額

採卵養鶏(所要額)

養豚

(所要額) 16,804 (16,804) 百万円 5,174 (5,174) 百万円]

67

令和6年度

安定基準価格

202円/kg

く対策のポイント>

養豚及び採卵養鶏の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。 (TPP11協定等の発効を踏まえて、肉豚経営安定交付金(豚マルキン)については、補塡率等の引上げを実施。(平成30年12月))

く政策目標>

- 豚肉の生産量の増加(90万t [平成30年度] →92万t [令和12年度まで])
- 鶏卵価格の安定化(卸売価格の変動幅:平均卸売価格の±25%以内「毎年度」)

く事業の内容>

1. 養豚経営安定のための支援

(所要額)16,804(16,804)百万円 肉豚経営安定交付金(豚マルキン) 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金と して交付します (交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立て による積立金から支出します。)。

2. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵生産者経営安定対策事業 (所要額) 5,174 (5,174) 百万円

- ① 鶏卵価格が補塡基準価格を下回った場合に差額の9割を補塡します。
- ② 鶏卵価格が安定基準価格を下回った場合に鶏舎を長期に空けて需給改善を 図る取組を支援します。
- ③ 確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。



肉豚経営安定交付金(豚マルキン) 家族 差額 標準的販売価格が標準 労働費 標準的生産費 交付金 的牛産費を下回った場合、 差額の9割を交付金とし 販 標準的 財費等 流元価格 て交付 鶏卵生産者経営安定対策事業 令和6年度 補塡基準価格 222円/kg 差額の9割を補塡(①) 標準取引価格

く事業イメージ>

※ 2 10万羽未満飼養牛産者に限る。 「お問い合わせ先」 (1の事業)畜産局企画課 (03-3502-5979)

②の奨励金の対象となる成鶏の出荷

60日以上 90日未満 210円/羽 (310円/羽) 90日以上120日未満 420円/羽 (620円/羽)

47円/羽

120日以上150日未満 630円/羽 (930円/羽)

()内は10万羽未満飼養生産者

※1 安定基準価格を上回る日の前日までに、食鳥処理場に予約されている場合。

(2の事業)

・食鳥処理場への奨励金

≺ 30日前

奨励金単価

食肉鶏卵課(03-3502-5989)

30日後※1

40日後※1

酪農経営支援総合対策事業

1 事業の目的

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少し、生産基盤の弱体化が進行している。このため、生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援し、担い手や優良な乳用牛を確保していくとともに、経営の持続性の向上を図り、地域の実情に応じた酪農生産基盤の維持・強化を図る。

2 事業の内容

(1) 酪農生産基盤・飼養環境改善の支援

(ア)後継牛確保のための環境整備(機器導入(カーフハッチ、分娩カメラ等)、つなぎ牛舎の改良)、飼養環境の改善、暑熱対策、育成牛等の事故率低減支援(ワクチン1千円/頭)、供用期間の延長支援(肢蹄保護、乳房炎ワクチン等、1千円/頭)、飼料作物の不作から不足する飼料への支援(代替飼料の共同購入5円/kg)、(イ)労働負担軽減に資する機械装置等の導入と一体的な施設の整備を支援する。

(2) 地域の生産体制の強化

生産基盤が脆弱な地域において持続的な生乳生産体制を確保するため、(ア)経営離脱農家等を研修施設として活用した担い手の確保、(イ)将来にわたって持続可能な経営体の創出、(ウ)後継牛育成のための広域預託を推進する取組等を支援する。

(3) 酪農ヘルパーの利用拡大

①酪農ヘルパーの職業認知度向上、修学支援、学生インターンシップの受入、 人材コンサルタントの活用、ヘルパー研修や外国人材の活用等の人材確保・育成、 ②傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度及び③広域利用調整、酪農ヘルパーの待遇改善や利用組合の経営改善等の利用組合強化の取組を支援する。

(4) 生乳流通体制の合理化の推進

生乳流通コストの生産者負担を軽減するため、生乳生産者団体等が行う「生乳流通合理化計画」等の検討・作成、生乳流通関係機器のリース導入、貯乳施設の減容化・需給調整機能を持たせるために必要な補改修、乳代精算方法の効率化等の取組を支援する。

(5) 生乳需要基盤の確保の推進

国産牛乳乳製品の消費の維持・定着を図るため、消費者等への酪農理解醸成活動、牛乳乳製品の新たな利用場面の普及や価値訴求、生産者自らが製造する牛乳乳製品の需要拡大のための技術研修や販路拡大等の取組を推進する。

(6) 乳用牛の計画的な改良・増殖の推進

牛群検定組合等が行う遺伝情報(SNP)データの収集等の取組、乳用牛の飼養管理に係る技術指導、調整交配等を支援する。

3 事業実施主体 生産者団体等

4 所要額(補助率) 4,566百万円(定額、2/3、1/2、1/3以内)

担当課 代表03-3502-8111

(1)のア、(4)、(5)の事業 畜産局牛乳乳製品課 内線 4933 担当者:平田、斉藤

(1)暑熱等により不足する飼料への支援 畜産局飼料課 内線 4916 担当者:宮腰、大藪

(1)のイ、(2)のウ、(6)の事業 畜産局畜産振興課 内線 4923 担当者:松永、田中

○漁業復興担い手確保支援事業経営体育成総合支援事業

【令和5年度予算概算決定額 498(610)百万円】 (令和5年度補正予算額(漁業担い手確保緊急支援事業) 250百万円)

く対策のポイント>

漁業・漁村を支える人材の確保・育成を強化するため、**漁業への就業前の者に対する資金の交付、インターンシップの受入れ、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着促進、デジタル技術(ICT)活用を含む漁業者の経営能力の向上**及び**海技資格の取得等を支援**します。

また、**令和6年能登半島地震で被災した漁業者等について**、漁業の再開までの間、**他の漁船や他地域の漁業者等が一時的に雇用して行う研修等を支援**します。

<政策目標>

毎年2,000人の新規就業者を確保

く事業の内容>

1. 漁業担い手確保・育成事業

- ① 漁業学校等で学ぶ者に就業準備資金を交付します。
- ② 就業希望者への就業相談会の開催等を支援するとともに、インターンシップや就業体験の受入れを支援します。
- ③ 定着促進のため、新規就業者の漁業現場での長期研修について支援します。
- ④ 若手漁業者のデジタル技術 (ICT) 活用を含む経営・技術の向上を支援します。

2. 水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業

水産高校卒業生を対象とした**海技資格取得のための履修コースの運営等**を支援します。

(関連事業)

水産業成長産業化沿岸地域創出事業

新規就業者のための漁船・漁具等の導入を支援します。

漁業収入安定対策事業

計画的に資源管理等に取り組む新規就業者の漁獲変動等による減収を補塡します。

<事業の流れ>



く事業イメージン

1. 国内人材確保に向けた支援

就業相談会の開催・ インターンシップ・就業体験等

就業準備資金の交付 【最大150万円、最長2年間) 夜間・休日等 の学習支援

一直	ᅱ	17	ソー	ノンツノ・水心ラ	表''	(放入130/313、放改24间)		于日义]及	
就業後		雇	雇用型		5への就業を目指す 月 ^{※1} 、最大14.1万円/月を支援 ^{※3}		<u>※1 就業準備 資金</u> の交付期間 が 1年以下の 場		
	II	長 期 研 修	雇用型	幹 部養成型		魚船に就業し、幹部を目指す 月 ^{※1} 、最大18.8万円/月を支援 ^{※3}		合、長期研修の <u>研修期間を最長</u> <u>1年間延長可</u> 能	
担し	<u> </u>		研		独立・自営	を目指す 最	長3年間 ^{※1} 、最大28.2万円/月 ^{※3}		20 ※2 研修の効
うきとして定				研修2:		を定めた経営計画の実証〕 践研修経費を交付 150万円/年		<u>率化のため、グ</u> ループ研修も可とする。 *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	
ء				雇用就業者	首の独立自営・	経営起ち上げにも適用(最長2年	間)	者経由で支援	

経営・技術の向上、デジタル技術(ICT)活用・知識の習得を支援

2. 海技士免許取得に必要な乗船履歴を短期に取得するコースの運営等を支援

受講生募集 <u>4級及び5級乗船実習コース</u> 海技士の受験資格を取得

[お問い合わせ先] (1の事業) 水産庁企画課 (03-6744-2340) (2の事業) 研究指導課 (03-6744-2370)

農業者等に対する金融支援対策

く対策のポイント>

令和 6 年能登半島地震の影響を受けた農業者等に対して資金が円滑に融通されるよう、**実質無利子化・無担保化等**を措置し、加えて、**農林漁業セーフ** ティネット資金等の貸付限度額の特例を設けます。

く政策目標>

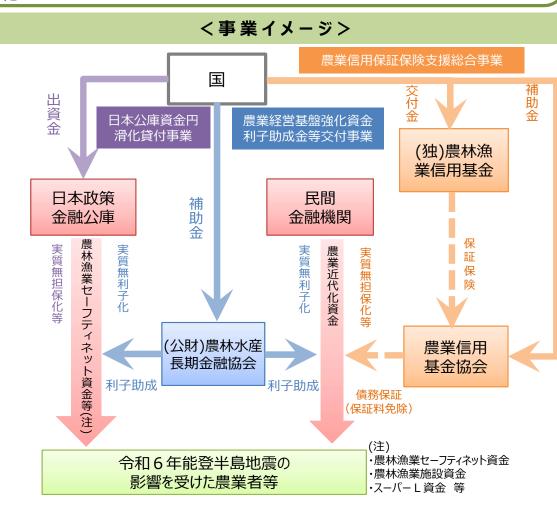
令和6年能登半島地震の影響を受けた農業者等に対する資金調達の円滑化

く支援の概要>

令和6年能登半島地震の影響を受けた農業者等に対して資金が円滑に融通されるよう、以下の支援を実施します。

- ① 日本政策金融公庫資金(災害関連資金)や農業近代化資金の融資について、**貸付当初5年間の実質無利子化**を措置します。(農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業)
- ② 日本政策金融公庫から**実質無担保・無保証人による融資**を受けられるよう 措置します。(日本公庫資金円滑化貸付事業)
- ③ 農業近代化資金の融資の際、農業信用基金協会の債務保証の実質無担保・無保証人での引受け及び引受当初5年間の保証料免除を措置します。 (農業信用保証保険支援総合事業)
- ④ 農林漁業セーフティネット資金及び農林漁業施設資金について、上記① (実質無利子化)や② (実質無担保・無保証人による融資)に加え、 貸付限度額の特例を設けます。

対象資金	通常	特例			
農林漁業セーフティネット資金	600万円又は 年間経営費等の6/12	1,200万円又は 年間経営費等の12/12			
農林漁業施設資金	負担額の80%又は 一般300万円(特認600万円)	負担額の100%又は 1,200万円			



[お問い合わせ先] 経営局金融調整課 (03-3502-7248)

く対策のポイント>

令和6年能登半島地震の被害を受けた林業者等に対して資金が円滑に融通されるよう、実質無利子化・無担保化等を措置します。

<政策目標>

被災地域における林業・木材産業の生業の再建

く事業の内容>

1. 林業施設整備等利子助成事業

○ 令和6年能登半島地震の被害を受けた林業者が借り入れる(株)日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金等について、最大2%、貸付当初最長10年間の利子を助成します(実質無利子化)。

2. 林業関係資金融資円滑化事業(拡充)

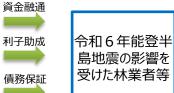
○ 令和6年能登半島地震の被害を受けた林業者が借り入れる(株)日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金等について、実質無担保・無保証人での融資を行います。

3. 林業信用保証事業

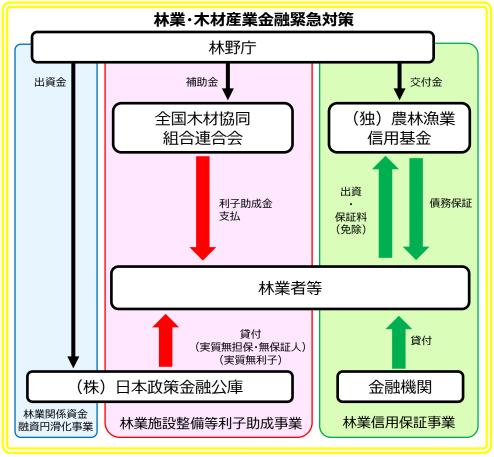
○ 令和6年能登半島地震の被害を受けた林業者・木材産業者が民間機関から運転資金等を借り入れる際に(独)農林漁業信用基金の債務保証を利用する場合、保証料を最大5年間免除します。

<事業の流れ>





く事業イメージ>



「お問い合わせ先」林野庁企画課(03-3502-8037)

○漁業経営基盤強化金融支援事業

く事業の内容>

く事業イメージン

1. 経営改善漁業者向け利子助成

- 漁業経営改善計画の認定を受けた「経営改善漁業者」が、同計画を達成する ため八庫資金又は漁業近代化資金により、漁船の建造・取得、養殖施設等の取 得等をした場合、負担する金利を最大2%助成し、経営改善漁業者の金利負 担の軽減(実質無利子化)を図ります。
 - ・対象借入金の上限:貸付条件により9千万円~4.5億円
 - ・助成期間 資金種類により5年または10年
- 2. 被災漁業者等向け利子助成(対象者に「能登半島地震による影響者」を追 加)
- 自然災害等により影響を受け、資金を必要とする漁業を営む個人又は法人が 負担する災害関連資金等の金利を最大2%助成し、**負担の軽減(実質無利** 子化)を図ります。
 - ・対象借入金の上限:貸付条件により1千万円~5千万円
 - 助成期間 5年

融資枠:100億円

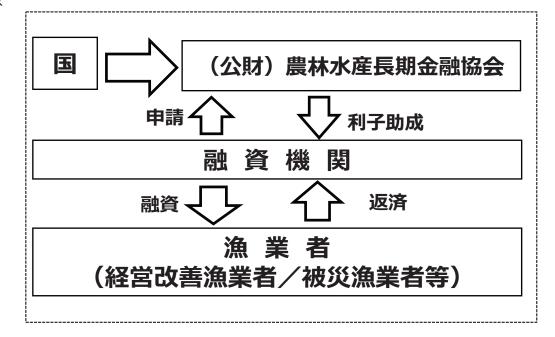




農林水産長期金融協会

貸付利子 相当分

漁業者



漁業経営改善支援資金の融資について、実質無担保・無保証人による融資を行うことにより増加が懸念される不良債権に対応した必要額を(株)日本政策金融公庫に出資することにより、認定漁業者が漁業経営改善計画を達成するために必要な資金の融資を推進。

補助対象:

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)第4条第1項に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた者

補助率:

定額

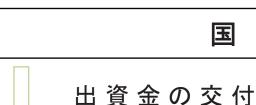
事業実施主体:

株式会社日本政策金融公庫

交付先:

国 ⇒ 株式会社日本政策金融公庫

融資枠: 70億円



株式会社日本政策金融公庫

漁業経営改善支援資金の円滑な融通

実質無担保・無保証人による融資の実行

認定漁業者

▶ 資金の円滑な融通による設備更新の 促進と低コスト経営の推進

く事業の内容>

1. 回収金減少支援事業 (対象者に「能登半島地震による影響者」を追加)

○ 積極的な設備投資の促進や浜プランの実行を図るため、経営改善漁業者等について、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限る融資・保証を推進することとし、当該保証に係る求償権償却経費について保証機関、保険機関にそれぞれ交付します。 **保証枠:110億円**

2. 漁業緊急保証対策保証支援等不足財源補塡事業

- 漁業信用基金協会が平成22年度まで実施していた漁業緊急保証対策事業の 保証引受に係る代位弁済額の助成及び保証料助成の不足額を助成します。
- 3. 漁業経営改善保証円滑化事業(対象者に「能登半島地震による影響者」を

追加)

○ **経営改善漁業者等**が借り入れる漁業近代化資金等について、保証機関の保証に要する保証料負担を一定の期間(5年間)軽減することで、経営改善漁業者等の一層の漁業経営の改善の取組を支援します。 **保証枠:75.5億円**

<事業の流れ>

(事業1、2、3) 定額

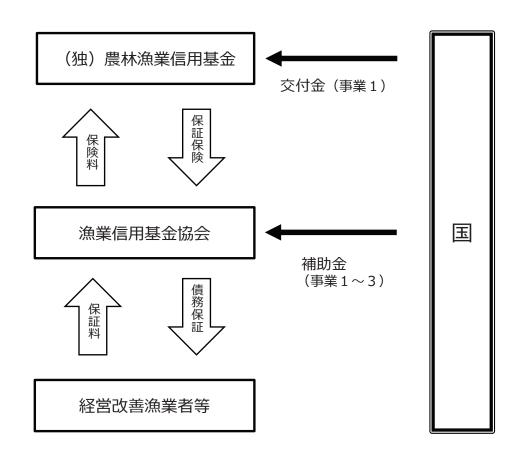




(独) 農林漁業信用基金

漁業信用基金協会

く事業イメージ>



<対策のポイント>

漁協が経営基盤の強化を図るために行う**広域合併や事業連携又は民間企業との連携による「海業(うみぎょう)」等の取組**及び**不漁等による経営悪化に対応するための計画実施に必要な資金の調達**を支援します。

また、令和6年能登半島地震で被災した漁協等が経営再建するために必要な資金の調達を支援します。

〈事業目標〉

沿海地区漁業協同組合数(出資及び非出資) (798漁協 [令和8年度まで])

く事業の内容>

1. 経営基盤強化等支援事業

① 経営基盤強化支援事業 52 (69) 百万円 合併や漁協間の事業連携、施設の統廃合、子会社の設立等予定している漁協、自ら又は民間企業との連携等により「海業(うみぎょう)」 に取り組む予定の漁協等にコンサルタント等を派遣し、事業計画策定等を支援します。

- ② 公認会計士監査導入円滑化事業 100 (100) 百万円 水産政策の改革に伴い、漁協系統に導入される公認会計士監査に 円滑に対応するため、公認会計士等を漁協等に派遣し、内部統制の 整備等の取組を支援します。
- 2. 金融助成事業 95 (119) 百万円 [融資枠48億円]
- ① 上記1の①により漁協等が取り組む経営基盤の強化等に必要な資金への利子助成、保証料助成について支援します。
- ② 不漁等による経営悪化に対応するための事業改善の見込みのある 計画を実行するのに必要な資金(借換含む)が金融機関から円滑 に調達できるよう、利子助成、保証料助成及び求償権償却に係る 経費について支援します。
- ③ 令和6年能登半島地震で被災した漁協・漁連の経営再建のための資金(運転・負債整理・設備)に対して、借入に係る経費を支援します。
- 3. 管理運営事業費

3(3)百万円

上記1及び2の事業を行うにあたっての管理運営経費を助成します。

<事業の流れ>

国補助

民間団体等



コンサルタント等

融資機関等

漁協の現況

- 漁業者の高齢化、 減少により組合員 が減少し経営基盤 が一層脆弱化
- 約7割の漁協が 事業損益で赤字
- 不漁等により手数 料収入等が減少し、 漁協経営が悪化
- 広域合併をした 漁協でも、経営が 改善していないとこ ろもあり、更なる経 営の効率化が必要
- 公認会計士監査 の導入に向け、漁 協の内部統制の整 備等が必要

方向性

く事業イメージン

経営基盤の強化 (漁業者の所得向上のシナリ オが見える漁協の経営改善)

- 広域漁協合併の促進
- 民間企業との連携等、「海業(うみぎょう)」への取組による経営基盤強化
- 業務体制の 効率化(施設、 支所等の統廃合)
- ○収益性の向上に よる経営基盤強化
- 公認会計士監査の導入に向け、 円滑に対応するため内部統制の整備の取組を支援

事業スキーム

1 経営基盤強化等支援事業(定額)

漁協の広域合併等による構造改革や経済事業 の強化を図り経営基盤強化の取組を支援

- ① 経営基盤強化支援事業
 合併や事業連携等を予定している漁協、
 「海業(うみぎょう)」に取り組む予定の漁協等へ
 コンサルタント等を派遣し、事業計画の策定等を
 支援
- ② 公認会計士監査導入円滑化事業 水産政策の改革に伴い、漁協系統が公認会 計士監査の導入に円滑に対応するため公認 会計士等を対象漁協等に派遣し、内部統制 の整備等の取組を支援
- ※ 経営基盤強化の取組等を具体化していくために必要な説明会、研修会等の開催についても支援

2 金融助成事業(2/3、1/2)

- ①上記1の①により漁協等が取り組む経営基盤 の強化等に必要な資金の利子助成、保証料助 成について支援
- ②不漁等による経営悪化に対応するための事業改善の見込みのある計画の実行に必要な資金を円滑に調達するため、利子助成、保証料助成及び求償権償却に係る経費について支援
- ③令和6年能登半島地震で被災した漁協等の経営再建するために必要な資金の借入に係る 経費を支援

る漁業者のサポート機能の

強

化

漁

協

の

経

営

盤

強

化

[お問い合わせ先] 水産庁水産経営課(03-3502-8416)

く対策のポイント>

令和6年能受半島地震で被災した漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が経営再建のために借り入れる資金について、借入に係る負担軽減のための 利子助成(実質無利子化)、無担保・無保証人化、保証料助成を措置します。

<政策目標>

我が国水産業において重要な位置を占める被災地の水産業の早期復興

く事業の内容>

く事業イメージン

1. 金融助成事業(拡充)

被災した漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が経営再建のために借り 入れる資金(運転資金、負債整理資金、設備資金)に対して、借入に係る **負担軽減のための利子・保証料・求償権償却経費助成を措置**します。

対象期間:貸付当初5年間

対象経費:利子・保証料・求償権償却経費(実質無利子・無保証料)

補助要件:資金の最長15年の償還計画を作成すること。

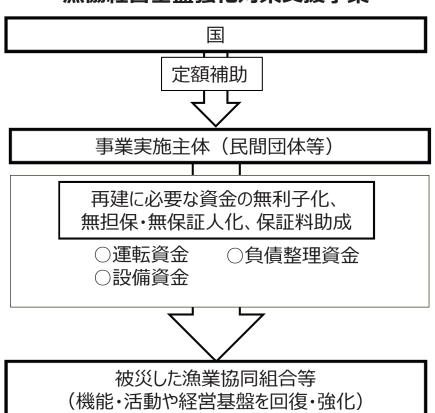
融資枠:33億円の内数

○ 災害対策資金

く事業の流れ>



漁協経営基盤強化対策支援事業



「お問い合わせ先〕水産庁水産経営課(03-3502-8416)

畜産特別支援資金融通事業

1 事業の目的

負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた 経営に対する低利資金の円滑な融通を支援する。また、多額の資金を必要とする畜産 経営の円滑な資金調達に資するために、動産担保融資が広く利用できる環境整備を支 援する。

2 事業の内容

(1) 畜産特別資金(大家畜·養豚特別支援資金)

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通する融資機関へ利子補給を行うとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。

貸付条件(利率は令和6年2月20日現在)

		経営改善資金			経営継承資金
		一般	特認	残高借換	
償還期限	大家畜	15年以内		25年以内	
	養豚	7年以内		15年以内	
うち据置期間		3年以内	5年以内		
貸付利率		1. 10%以内			

注:経営改善資金で残高借換を行うことができるのは令和9年度のみ。

融資枠(令和5~令和9年度)500億円(大家畜450億円、養豚50億円)

• 融資機関

農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(2) 家畜疾病経営維持資金

口蹄疫等の家畜伝染病発生に伴う経営の停止、畜産物等の単価の下落や売上の減少等により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要な低利資金を融通する融資機関へ利子補給を行う。

貸付条件(利率は令和6年2月20日現在)

英门外门 (11 16 17 16 0 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金	
貸付限度額	個人:2,000 万円 法人:8,000 万円		13万円、繁殖用雌牛 6.5 繁殖豚 2.6万円、家き	
償還期限	7年以内			
うち据置期間		3年以内		
貸付利率	1. 175%以内			

- 融資枠(令和4~令和8年度)50億円
- 融資機関

農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(3) 畜産動産担保融資活用支援事業

地域、経営規模又は畜種に関わらず、必要に応じて畜産動産担保融資が広く利用できる環境整備を進めるため、畜産動産担保融資の事例蓄積を継続するとともに、家畜の一般担保化へ向けた課題検討を行い、検討結果を広く融資機関に周知する。

• 事業実施期間

令和5~7年度

3 事業実施主体 (公社)中央畜産会

4 所要額 911百万円

担当課 : 畜産局企画課

代表 : 03-3502-8111 内線 4896

担当者 : 葛西、酒井

収入保険や農業共済における補塡金の支払等を実施。

支援内容と農業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
収入保険の補塡金の 支払等	被災した収入保険加入者に対し、全国農業共済組合連合会が補塡金の支払を実施。被災により補塡金の受取りが見込まれる場合、保険期間中に無利子のつなぎ融資を実施。 (これにより、農業者が営農再開に向けた運転資金等を得られる。)	加入時に 国 : 保険料の50% 農業者: 保険料の50% 国 : 積立金の75% 農業者: 積立金の25%	
共済金の早期支払	農業共済の加入者に対し、共済金を早期に支払う。	こ対し、共済金を早期に支払う。	
 家畜の損害に対する	家畜共済(死廃)の加入者に対し、家畜が死亡や廃用となっ た場合に共済金を支払う。		【本省担当課】 (収入保険関係) 経営局
共済金の支払	家畜共済(病傷)の加入者に対し、家畜が疾病や傷害となり 家畜診療所等で治療を行った場合に、その診療費の 9 割を 補償する。 加入時に 国 : 共済掛金の原則50% 農業者: 共済掛金の原則50%		程
園芸施設の損害に対	園芸施設共済の加入者に対し、園芸施設の被害の程度に応 じて共済金を支払う。		(農業共済関係)
する共済金の支払	撤去費用を補償対象に追加している園芸施設共済の加入者 に対し、撤去費用の共済金を支払う。		TEL: 03-3502-7380
共済掛金等の払込期 限等の延長			

○漁船保険及び漁業共済の早期支払漁船保険制度の概要

- 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)に基づく漁船保険制度は、不慮の事故により生じた損害、漁船の運航に 伴う不慮の費用負担及び責任の発生により生じた損害等を補塡することにより、漁業経営の安定に資することを目的。
- 漁船所有者又は使用者の被る損害を国が直接救済するのではなく、漁業者から集めた保険料を基本的な原資として、 構成員間の「相互保険」として実施する保険事業。

● 漁船損害等補償法に基づく保険の種類及び内容

漁船保険	漁船について、滅失、沈没、損傷、その他の事故により生じた損害を塡補する。
漁船船主責任保険	漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害を塡補する。
漁船乗組船主保険	漁船の所有者又は使用者が漁船の乗組員であるものについて、当該漁船の運航に伴っ て死亡等の事故が発生した場合に一定の保険金を支給する。
漁船積荷保険	漁船に積載した漁獲物等について、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害を塡補する。

- 漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)に基づく漁業共済は、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的。
- 漁業者の被る損害を国が直接救済するのではなく、中小漁業者の相互救済の精神に基づき、漁業者から集めた 掛金を基本的な原資として、「保険」の仕組みを活用して行う共済事業。

○ 漁業共済の種類及び内容

漁獲共済	漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業を対象とし、不漁等を原因とする漁獲金額の減少(PQの減)による損失(<u>操業経費相当分の一部</u>)を補償 【収穫高保険方式、いわゆるPQ保険方式】
特定養殖共済	のりやほたて貝等の特定の藻類・貝類等養殖業を対象とし、生産量減少、品質低下等を原因と する生産金額の減少(PQの減)による損失(<u>養殖経費相当分の一部</u>)を補償 【収穫高保険方式、いわゆるPQ保険方式】
養殖共済	一部の魚類・貝類養殖業を対象とし、養殖水産動植物の死亡、流失等(Qの減)による損害(<u>養殖経費相当分の一部</u>)を補償 【物損保険方式】
漁業施設共済	養殖施設又は定置網等の漁具を対象とし、その供用中の損壊等(Qの減)による損害(資産価値相当分の一部)を補償 【物損保険方式】

- ※「収穫高保険方式」…被共済者の契約期間中の生産金額(PQ)が、過去の生産実績等を基に定められる補償水準に達しない場合に、減収分を補償する保険方式
- ※「物損保険方式」 …被共済者が損害を被った数量(Q)に、単位当たり共済価額を乗じて得た金額を補償する保険方式

令和6年能登半島地震による災害からの復旧・復興を促進します

「なりわい再建支援補助金」

倒壊した施設の建て替えをしたい 壊れた施設・設備の修繕をしたい

【補助対象者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島 地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等

【補助対象経費】

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

【補助上限】

- ・石川県内の事業者
 - ⇒15億円、一部5億円まで定額補助※
- ・富山県・福井県・新潟県内の事業者
 - ⇒ 3億円、一部1億円まで定額補助※
 - ※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合

【補助率】

- ·中小企業·小規模事業者
- ⇒3/4以内、一部定額補助
- ·中堅企業等
- ⇒1/2以内、一部定額補助
 - ※特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、 交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる 場合には補助金の対象となります。



【事前に準備いただきたい事項】



補助金の申請に備え、以下の書類等の保管・取得を推奨します (以下の書類があると補助金申請手続きが円滑に進みます)

<公募開始前に復旧工事に着手される方>

※原則として、被災施設等と同等の施設・設備の復旧(原状回復)が補助金の対象 復旧に要した見積書(原則相見積もり) 復旧が完了した方は、契約書、請求書、領収書の保管

<補助金の活用を予定している全ての方>

- (1)発災後の被害状況(施設・設備ごと)の写真の撮影・保管
- (2)<u>罹災(被災)証明書の取得(事業所所在の</u>市町<u>村)</u>
- (3) <u>被災施設・設備の所有を証明できる書類等の保管</u> 例) 固定(償却)資産台帳(車両の場合、任意自動車保険証)
- ※上記書類がない場合でも、専門業者による証明等で代替可能となる場合があります

74

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和5年度補正予算 「小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)」

令和6年能登半島地震により被害を受けた 小規模事業者等が行う販路開拓の取組を支援します

【補助対象事業者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島 地震の被害を受けた小規模事業者等

【事業目的】

事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

【補助上限】

200万円(直接被害)

⇒自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合

100万円(間接被害)

⇒令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合

【補助率】

2/3、定額(一定の要件を満たす事業者のみ対象)

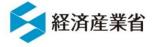
【補助対象】

機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

申請受付開始: 2024年2月 1日(木) **申請受付締切**: 2024年2月29日(木)

※1次公募締切り後、速やかに2次公募を開始します。









事前準備から事業終了までの流れ

事前準備 事前準備 (自治体へ依頼) 高工会議所へ相談 高工会議所へ相談

公募開始~交付候補者決定

公 募 締 切 事業計画審査 事業計画審査

交付決定~補助事業実施

交付申請・決定 ・決定 ・決定

- ※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。 事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。
- ※令和6年8月30日までに事業を完了し、指定期日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

【申請前に自治体に必ず発行してもらうもの】

- 直接被害で申請する場合
 - ⇒事業所や事業資産等が罹災されたことが分かる公的書類(例:「罹災(被災)証明書」など)
- 間接被害で申請する場合
 - ⇒令和6年1月及び2月の任意の1か月の売上高が前年同期と比較して20%以上減少していることが分かる公的書類(例:セーフティネット4号における「認定書」など)

【定額要件】

直接被害を受けた事業者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額補助となります。

- 1. 過去数年以内に発生した災害(※1)で被害を受けた以下に該当する事業者
 - ①被災が証明できる事業者
 - ②国等が実施した災害支援策を活用した事業者
- 2. 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している事業者
- 3. 過去数年以内に発生した災害による債務を抱えている事業者
- (※1)過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。

【補助対象となる期間の特例】

特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

※「直接被害」の場合、罹災(被災)証明書、「間接被害」の場合、売上げが減少したことが分かる「認定書」が必要となります。(いずれも自治体が発行するもの)

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

被災により失った**椅子やテーブル、厨房機器**などを新たに購入するとともに、**店舗改装**と合わせて新しいデザインの**看板を作成**。リニューアルオープンにより、集客向上をはかった。

活用事例②

店舗が入居していた貸しビルが全壊し、自宅の敷地で営業再開。新商品開発のほか、チラシ・フリーペーパーでの宣伝を行い、被災前の売上げまでに回復。



商工会議所地区の方はこちら

補助金事務局電話番号: 03-6635-2021



商工会地区の方はこちら

石川県連 076-268-7300 富山県連 076-441-2716 新潟県連 025-283-1311 福井県連 0776-23-3659



令和5年度当初予算

伝統的工芸品產業支援補助金(災害復興事業)

令和6年能登半島地震の被害を受けた伝統的工芸品製造者等の 事業再開を支援するため、伝統的工芸品製造に必要となる 窯、ろくろ、道具等の購入・修繕、原材料の確保及び試作・製作に 係る経費を補助します。

補助対象者

石川県、富山県、新潟県、福井県にて被災し、生産設備等が当該災害により被害 を受けた、

- ①伝統的工芸品を製造する製造事業者
- ②伝統的工芸品の製造事業者等のグループ及び製造協同組合等

補助対象経費

- ①伝統的工芸品の製造を再開するために必要な設備・機器(窯、ろくろ、道具等)などの購入費及び修繕費
- ②伝統的工芸品の製造を再開するために必要な原材料の購入費及び型等の試作・製作費

補助上限額·補助率

1,000万円

(補助率 3/4 以内)

公募スケジュール

令和6年2月1日(木)~2月16日(金)

10:00~12:00及び13:00~17:00 /月曜~金曜(土日祝日を除く)

※本補助金では、電子メール、郵送又は補助金申請システム「Jグランツ」のいずれかの方法で申請を受け付けます。

お問合せ先(伝統的工芸品を管轄する経産局へご連絡ください)

新潟県の場合・・・

関東経済産業局 産業部 流通・サービス産業課地域ブランド展開支援室 TEL:048-600-0332(直) メール:bzl-kanto-densan@meti.go.jp 石川県・富山県の場合・・・

中部経済産業局 産業部 製造産業課

TEL:052-951-2724(直) メール:<u>bzl-chb-seikatsu@meti.go.jp</u> 福井県の場合・・・

近畿経済産業局 産業部 製造産業課

TEL:06-6966-6022(直) メール:bzl-kin-densan@meti.go.jp

(一財)伝統的工芸品産業振興協会による<u>無料相談</u>、 申請サポートについては、裏面をご覧ください。 詳細は公募要領をご覧ください。



https://www.meti.go.jp/ information/publicoffer/ kobo/2024/k240201009. html

「伝統的工芸品産業支援補助金(災害復興事業)」に関する 相談、申請サポートサービスのご案内

(一般財団法人 伝統的工芸品振興協会事業)

相談、申請サポートは無料!

- ●補助金の概要がわからない。どうやって申請していいのかわからないなどの 相談から、応募申請・交付申請等にかかる具体的なサポートをします。
- ●事業所等に伺っての対応はもちろんのこと、電話、メール、オンラインでの 対応も可能です。

お問合せ先(相談・申請サポートを行う担当者にご連絡ください。なお、ご自身の県の担当 に繋がらない場合は他県の担当が対応いたしますので、他県の担当までご連絡ください。)

新潟県の場合・・・

●京盛 090-6718-1250

●野村 090-7812-2468

石川県の場合・・・

●山崎 080-3488-5533

さいじょう

●才上 090-4827-2702

富山県の場合・・・

●高橋 070-3885-1126

●磯山 080-5696-8347

福井県の場合・・・

●大嶋 090-3234-6092 ●増澤 080-8731-0427

サポートサービス窓口メールアドレス support@kougei.or.ip

事業実施主体:一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会(担当:丸山) (雷話)03-5785-1001 (内線)4番



※(独)中小企業基盤整備機構の事業として実施

中小企業庁長官官房総務課 (03-3501-1768) **7.6**

事業の内容

事業目的

令和6年能登半島地震による被災地の復旧を一日も早く軌道に乗せるためには、地域の雇用・経済を支える中小企業・小規模事業者の速やかな事業再開が重要。このため、今般の地震により被災した中小企業・小規模事業者のための仮設施設を整備する市町村または県を支援する。

事業概要

災害により事業場・周辺インフラが損壊し、本復旧へ相当期間着手できない状況にある被災中小企業・小規模事業者の早期事業再開を支援するため、仮設施設整備事業に必要な費用を助成し計画・設計等の協力を行う。

(1)費用の助成

仮設施設整備に係る「設計・建築費用」または「リース料」を助成

補助率:10/10

上限:1事業者あたり上限100㎡かつ入居者の被災前の事業

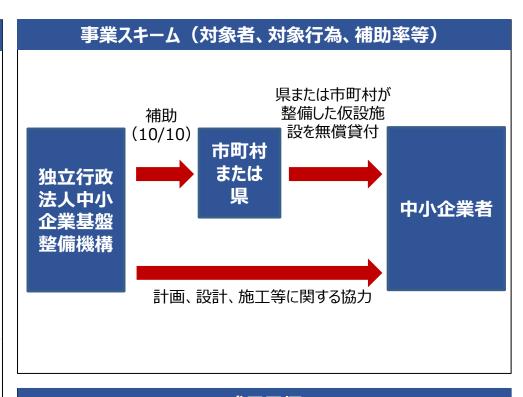
場の面積以下

対象経費:工事契約の場合は設計費、建築確認等の手数料、

丁事費リース契約の場合はリース期間のリース料

(2)計画、設計、施工等に関する協力

仮設施設整備に係る計画、設計、施工、施設管理に関するアド バイスを実施



成果目標

県または市町村が行う仮設施設の整備を支援し、被災地域の経済・雇用の早期の回復を目指す。

令和6年1月25日時点版

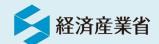
石川県に事業所を有する<u>77、78、79、80、81、82、84</u>

資金繰りにお悩みの皆

令和6年能登半島地震 「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」 各種資金繰り支援のご案内

- ✓ 令和6年能登半島地震特別貸付の創設 災害金利より0.9%引き下げる特別措置
- ✓ コロナ資本性劣後ローンの特例措置 黒字の場合でも1年間は0.5%の貸付利率を適用
- ✓ セーフティネット保証4号(融資額100%を保証)
- √ 災害関係保証(別枠の限度額で融資額100%を保証)
- ✓ 伴走支援型特別保証(コロナ借換保証) 利用に必要な計画提出の猶予等
- ✓ ゼロゼロ融資等のリスケ時の保証料補助 リスケ時に係る追加の保証料を「0」にします。
- ✓ 中小機構等の官民ファンドの活用 債権買取や出資のスキームを検討
 - ※伴走支援型保証(コロナ借換)の適用期限の延長も検討

詳しくは裏面





日本政策金融公庫による資金繰り支援

令和6年能登半島地震特別貸付

※令和6年1月31日より取扱開始

対象者

- ① 被災4県に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者※1,2
- ② ①の事業活動に依存し、<u>間接被害</u>を受けた中小企業者
- ③ 今般の地震の影響により、業況が悪化している中小企業者※3

※1:原則、罹災証明書等が必要 ※2:停電等による在庫品被害も含む ※3:風評被害等による影響を含む

貸付限度額

- ①及び②の方塚(国民事業)上乗せ6,000万円 (中小事業)3億円
- ③の方 ☞ (国民事業)別枠4.800万円 (中小事業)7.2億円

①の方☞当初3年間は所定の金額※4を限度に、災害金利※5▲0.9% 貸付後4年目以降は災害金利▲0.5%

貸付利率

②の方 ☞ 災害金利 ③の方 ☞ 基準金利 (中小企業者の状況により変動) ※6 ※4:(国民事業)3,000万円 (中小事業)1億円、所定の金額を上回る場合は災害金利 ▲ 0.5 % ※5:令和6年1月現在、貸付期間5年(国民事業、中小事業ともに)1.20%※6:令和6年1月現在、貸付期間5年(国民事業)2.1%(中小事業)1.20%

貸付期間 設備資金20年以内 運転資金15年以内 (据置期間5年以内)

コロナ資本性劣後ローンの貸付利率の特例措置 ※取扱開始時期は、別途お知らせします。

石川県内の災害救助法適用地域に事業所を有し、今般の地震で直接被害※を受けた事業者を対象に、 決算が黒字であっても、その業績に関わらず、当面1年間は一律0.5%の貸付利率を適用 ※罹災証明書等が必要

(お問い合わせ先)日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル(0120-154-505)

信用保証による資金繰り支援

セーフティネット保証4号

制度概要

自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し 通常の保証限度額とは別枠(上限2.8億円(うち無担保8,000万円)) で借入金の100%を保証する制度

対象者

災害救助法の適用を受けた地域等に事業所を有し、直接または間接 被害があり、売上等が減少している中小企業者

要件

市町村が発行する認定書(売上高が20%以上減少)

災害関係保証

制度概要

激甚災害の直接被害を受けた中小企業者に対して、一般保証及び セーフティネット保証の保証限度額とは別枠(上限2.8億円(うち 無担保8,000万円)) で借入金の100%を保証する制度

対象者

災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有し、直接被害を受けた 中小企業者

要件

罹災証明書等

伴走支援型特別保証(コロナ借換保証)

*利用時の要件に災害関係保証も追加することで事業再建に必要な資金を借入れす る際の保証料を0.2%まで引き下げるとともに、石川県内の災害救助法の適用を受 けた地域に事業所を有する事業については、 後日正式な提出が前提で申込時点で 記載できる範囲での計画書の提出を可能としています。

ゼロゼロ融資等のリスケ時の保証料補助

*リスケ時追加保証料をゼロにします。

77、79、80、81

<u>新潟県</u> 富山県 福井県

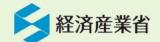
福井県 に事業所を有する

資金繰りにお悩みの皆様へ

令和6年能登半島地震 「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」 各種資金繰り支援のご案内

- ✓ 令和6年能登半島地震特別貸付の創設 災害金利より0.9%引き下げる特別措置
- ✓ セーフティネット保証4号
 一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証
- ✓ 災害関係保証 さらに、別枠の限度額で融資額100%を保証
- ✓ 伴走支援型特別保証 直接被害を受けた中小企業者による利用も可能

詳しくは裏面





日本政策金融公庫による資金繰り支援

令和6年能登半島地震特別貸付 ▼※令和6年1月31日より取扱開始

対象者

- ① 被災4県に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者※1,2
- ② ①の事業活動に依存し、間接被害を受けた中小企業者
- ③ 今般の地震の影響により、業況が悪化している中小企業者※3
- ※1:原則、罹災証明書等が必要 ※2:停電等による在庫品被害も含む
- ※3:風評被害等による影響を含む

貸付限度額

- ① 及び②の方塚(国民事業)上乗せ6,000万円 (中小事業)3億円
- ③の方 ☞ (国民事業)別枠4.800万円 (中小事業)7.2億円

貸付利率

- ①の方☞当初3年間は所定の金額※4を限度に、災害金利※5▲0.9% 貸付後4年目以降は災害金利▲0.5%
- ②の方ぼ災害金利③の方ぼ基準金利(中小企業者の状況により変動)※6
- ※4:(国民事業)3,000万円 (中小事業)1億円 所定の金額を上回る場合は災害金利▲0.5%
- ※5:令和6年1月現在、貸付期間5年(国民事業、中小事業ともに)1.20%
- ※6: 令和6年1月現在、貸付期間5年(国民事業)2.1%(中小事業)1.20%

貸付期間

設備資金20年以內 運転資金15年以內 (据置期間5年以內)

(お問い合わせ先) 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル (0120-154-505)

信用保証による資金繰り支援

|セーフティネット保証4号|

制度概要

自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し 通常の保証限度額とは別枠(上限2.8億円(うち無担保8,000万円)) で借入金の100%を保証する制度

対象者

災害救助法の適用を受けた地域等に事業所を有し、直接または間接 被害があり、売上等が減少している中小企業者

要件

市町村が発行する認定書(売上高が20%以上減少)

災害関係保証

制度概要

激甚災害の直接被害を受けた中小企業者に対して、一般保証及び セーフティネット保証の保証限度額とは別枠(上限2.8億円(うち 無担保8,000万円)) で借入金の100%を保証する制度

対象者

災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有し、直接被害を受けた 中小企業者

要件

罹災証明書等

|伴走支援型特別保証(コロナ借換保証)

*利用時の要件に災害関係保証も追加することで事業再建に必要な資金を借入れ する際の保証料を0.2%まで引き下げる

地域商業機能複合化推進事業(被災商店街等再建支援事業)

商業課(03-3501-1929)

<u>83</u>

令和5年度予備費予算額 5.0億円

事業の内容

事業目的

令和6年能登半島地震による被災地の復旧を一日も早く軌道に乗せるためには、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させることが重要です。このため、今般の災害の影響を大きく受けた商店街について、被害を受けた施設の改修等に要する費用を支援します。

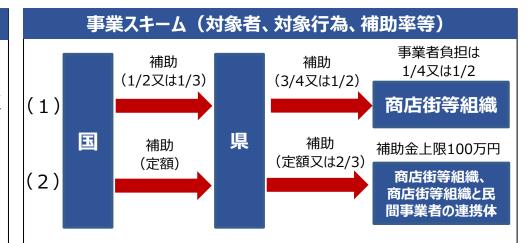
事業概要

令和6年能登半島地震の影響を大きく受けた商店街等※に対し、以下の事業にかかる経費を支援します。

(1)商店街災害復旧事業

被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、 街路灯等の設備の改修等を補助します。

- (2) 商店街にぎわい創出事業
- 商店街等のにぎわいを取り戻すための事業の実施にかかる費用 を支援。
- ※(1)、(2)の補助の対象は商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等です。



- ※(1)、(2)は、特に被害の大きかった石川県及び災害救助法が適用された県に 所在する商店街等に限ります。
- ※(1)は、能登半島地震に伴う災害の発災以降、交付決定前に実施した施設等の 復旧事業についても写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合は、補助 金の交付の対象と認められる場合があります。

成果目標

商店街の復旧を行い、商店街の機能(商機能、コミュニティ機能)の早期回復を目指します。

地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化



観光月

○ 宿泊施設、観光施設等の改修、廃屋撤去、面的DX化などの取組の支援について、複数年度にわたり

計画的・継続的に支援

⇒観光需要の拡大、収益・生産性向上等の実現を図り、地域・産業の「稼ぐ力」を回復・強化

① 地域計画の作成支援

※ 自治体・DMO等の地域を代表する団体等が作成

観光地の再生・高付加価値化プラン(地域計画)の作成に向け、

○再生・高付加価値化のコンセプトづくり、 ○地域の合意形成、 ○個別施設の改修等の事業の内容の磨き上げ、 ○資金調達などの点について、地域の取組を国が支援(専門家派遣等、伴走支援の実施)

② 地域計画に基づく主な事業支援

宿泊施設の高付加価値化改修

観光地の面的再生に資する 宿泊施設の改修支援

補助上限1億円(補助率原則1/2(※))

※投資余力の乏しい事業者について、一定の 条件を満たしたものについては補助率2/3



廃屋撤去

観光地の景観改善等に資する廃屋の撤去支援

補助上限1億円(補助率1/2)





観光施設の改修等

- ・観光地の面的再生に資する 土産物店や飲食店等の改修支援 補助上限最大2000万円(※) (補助率1/2)
 - ※面的DX化に参加する場合、 それ以外は補助上限1000万円
- ・公的施設への観光目的での改修支援

補助上限2000万円(補助率1/2)



面的DX化

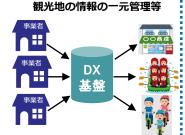
観光地の面的再生に資する 面的DX化支援

補助上限最大5000万円(※) (補助率1/2)

※面的DX化の効果等が特に大きい場合 それ以外は補助上限2000万円 (事業例)



地域一体となった



お問い合わせ先:観光庁参事官(産業競争力強化) 電話:03-5253-8948

8 6

事業目的•背景•課題

○3月末に閣議決定された観光立国推進基本計画に基づき、官民が連携して古民家等の歴史的資源を観光まちづくりの核として再生・活用する取組について、令和7年までに300地域に拡大するとともに、地域の高付加価値化を目指す面的展開地域を50地域展開する必要がある。このため城や寺社等における宿泊・滞在型コンテンツを軸に、周辺の資源を面的に活用した観光コンテンツの造成等を図り、魅力的な観光まちづくりを進める。

○令和5年度に実施するSPCスキーム等のフィジビリティを活かし、SPCスキーム等を活用した民間投資を促すとともに、 自立した地域経営の確立を促進し効果検証する必要がある。

事業内容

1)調査事業(10/10)

初動事業化 : 最大1,000万円×11地域[①] 地域経営モデル:最大2,000万円×5地域[①、②]

- ①観光まちづくりにかかる専門家派遣による伴走支援
- ②歴史的資源等活用した地域経営確立のモデル創出
- ③指標地域実証及び取組展開地域調査

2) 補助事業

受入環境整備(1/2):最大2,000万円×3地域[①]

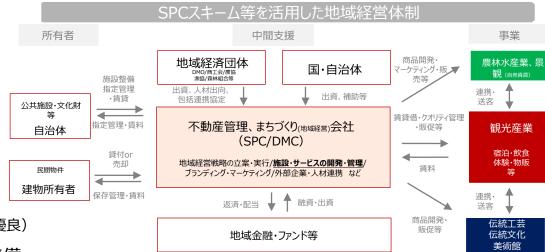
大規模改修 (1/2):最大2億円×5地域[②](面的展開で特に優良)

- ①城や寺社、古民家、モダン建築等を活用した宿泊等整備
- ②歴史的資源の面的活用等にかかる改修・再建築

事業スキーム

- ・事業形態:調査事業(初動事業化・地域経営モデル)
 - 間接補助事業(受入環境整備・大規模改修)
- · 事業期間: 令和元年度~

事業イメージ





専門家による伴走支援



モダン建築の環境整備



保存・活用が進む歴史的街並み



8 7

事業目的・背景・課題

- 〇 観光需要が本格的に回復する中、観光客の宿泊先はインバウンドを中心に**都市部へ偏在傾向**。観光による経済効果を 地方にも波及するためには、特に地方部の地域間競争力を高め、**地方誘客を強力に進める必要**。
- 全国津々浦々に埋もれる地域の観光資源を掘り起こし、地域の多様な観光コンテンツを造成するとともに、適時適切な誘客につながる販路開拓や情報発信を行うことにより、地方への継続的な来訪を促進。

事業内容

- 地域の観光資源を活用した地方誘客に資する観光コンテンツについて、十分なマーケティングデータを活かした磨き上げから適時適切な誘客につながる販路開拓及び情報発信の一貫した支援を実施。
 - <支援内容>・専門家の意見を踏まえた観光コンテンツの磨き上げ・商品化
 - ・新たな観光コンテンツのオンライン等を活用した国内外への販路開拓及び情報発信

事業イメージ

観光コンテンツの磨き上げ・商品化 ルート谷橋の オリシナル織物製作 (ルート会市) まだ観光活用されていない 新たな地域素材の活用

- ・観光には活用されていない地域産業等を活かした観光コン テンツの磨き トげ
- ・既存のコンテンツ等も含めたパッケージ化・ツアー化等



- ・国内実施主体と海外旅行会社とのマッチング・商談会の開催
- ・効果的な販路開拓・情報発信に向けたセミナーの開催
- ・オンラインを活用した情報発信

等

事業スキーム

- ・事業形態:間接補助事業 400万円まで定額、400万円を超える部分については補助率1/2
 - (補助上限:1,250万円、最低事業費:600万円)
- ・補助対象:国→民間事業者(事務局)→地方公共団体、DMO、民間事業者等

事業目的•背景•課題

- 〇 我が国の**インバウンド消費の回復は途上**にあり、特に、地方におけるインバウンド消費の回復状況は、<u>地域毎に</u> 大きな差が生じている状況である。
- **早期にインバウンド消費額5兆円を達成し、一人当たり消費額25万を目指す**と同時に、我が国の**地方の魅力を世界 中に発信・訪日誘客**し、その果実を**地方へ波及**させることが極めて重要である。

事業内容

- 我が国が誇る観光資源(自然、文化、食、スポーツ等)を、<u>早朝夜間や未公</u> 開・非混雑エリア等の十全な活用と組み合わせ、 需要を創出、期間限定の特別な体験として提供。
- 特に、<u>地方における体験コンテンツ等の消費を一層拡大・質の向上を図る</u>ため、地方の自然・伝統文化活用、食の地産地消、地域人材の活用等を奨励し、 極めて付加価値が高く、地域の目玉となる様々な資源を集約した「地方プレミ アム体験コンテンツ」の創出を促進。
- 海外情報発信の観点から、海外旅行博等における訪日イベントを実施。

事業スキーム

- 事業形態:直轄事業・間接補助事業
 - (1) 国・地方型(直轄事業):上限8,000万円 (最低事業費:3,000万円)
 - (2) 民間企業型(補助事業)
 - ①インバウンド規模3,000名以上:1,500万円定額 1,500~6,000万円まで補助率1/2 (最低事業費:2,500万円)
 - ②高付加価値:1,000万円定額 1,000~3,000万円まで補助率1/2 (最低事業費:1,500万円) (単価3倍以上)
- ・請負先:民間事業者
- ・補助対象:国→民間事業者(事務局)→地方公共団体、DMO、民間事業者 等

事業イメージ

期間限定の特別な体験





地方プレミアム体験コンテンツ





海外情報発信



